

要 請 事 項

本庁舎等建替事業に係る財政措置について

【総務省】

■ 要請事項

市町村役場機能緊急保全事業については、平成32年度までに着工した場合には、竣工まで公共施設等適正管理推進事業債が適用されるよう、経過措置を設けること。

■ 要請の背景

- 災害対策基本法において、国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有し、防災に関し万全の措置を講ずる責務を有するとされていますが、その責務を果たすためには、各自治体が十分な耐震性能を有する庁舎を確保し、災害対策活動の拠点機能を維持することが不可欠です。
- 昭和13年に完成した川崎市役所本庁舎は、災害対策活動の拠点に必要とされる耐震性能を満たしておらず、大規模地震で倒壊等が生じる可能性があるなど多大なリスクを抱えていたことから、現在、建替えの取組を進めており、耐震性能の向上だけでなく、供給電源や通信システムの多重化など高い業務継続性の確保を計画していますが、一時的に多大な財政負担の発生が見込まれています。
- 本市においては、「公共施設等総合管理計画」として「かわさき資産マネジメントカルテ」を策定し、財政負担の平準化等による、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めていますが、本事業に係る財政負担が平準化されることで、長寿命化対策を計画的に進めながら、市民の命を守る災害対策活動の拠点となる庁舎機能を確保するための、確実な事業推進が可能となります。
- 「公共施設等適正管理推進事業債・市町村役場機能緊急保全事業」について、庁舎整備は複数年度を要することが通常であるため、各自治体が庁舎整備の取組を円滑に進めていくためには、着工から事業完了まで、安定した財政措置が講じられる必要があります。

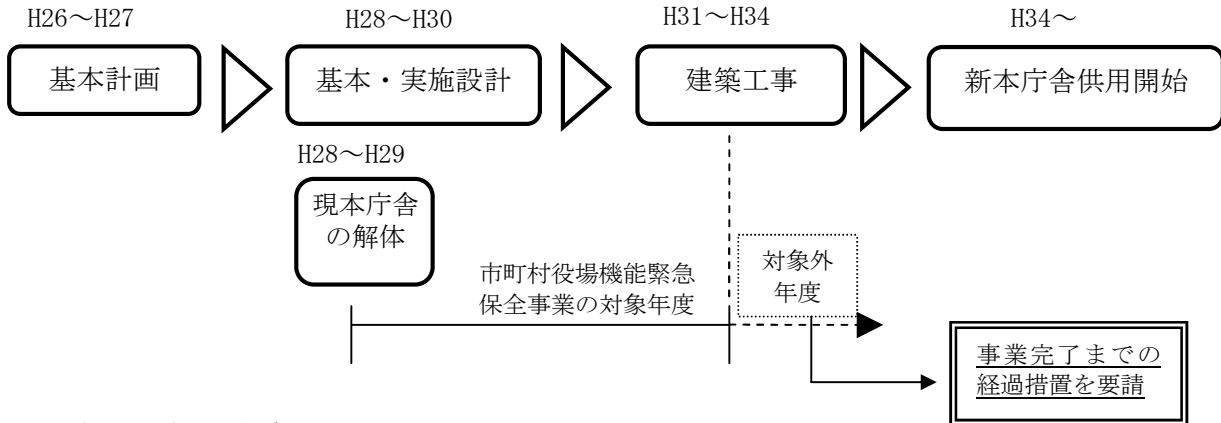
■ 効果等

- 事業完了までの安定した財政措置が行われることで、自治体が事業を円滑に進めていくことが可能となります。

(川崎市本庁舎等建替事業に係るこれまでの検討・取組の経緯)

年 度	検討・取組の経緯
平成 15 年度	○「耐震診断」実施 →耐震性能は Is 値=0.10 で「倒壊又は崩壊の危険性が高い」と判定
平成 20 年度	○「緊急耐震補強工事」実施 →Is 値=0.324 「倒壊又は崩壊の危険性がある」への暫定的な耐震補強を実施
平成 21 年度	○「包括外部監査」実施 →平成 27 年度末までに、市役所庁舎の耐震化対策を完了することが望まれる旨の意見
平成 22 年度	○「東日本大震災」発生 (H23. 3. 11) →一部、クラックや漏水等が発生
平成 25 年度	○「川崎市本庁舎・第 2 庁舎耐震対策基本構想」策定 (H26. 3)
平成 27 年度	○「川崎市本庁舎等建替基本計画」策定 (H28. 1)
平成 28 年度	○現本庁舎上屋部分の解体撤去工事に着手 (H29. 7 までの予定) ○新本庁舎の基本・実施設計に着手 (H30 年度までの予定)

(川崎市本庁舎等建替事業のスケジュール) ※最速で事業が進捗した場合



(川崎市役所新本庁舎の施設配置イメージ)

●新本庁舎全体



●アトリウム



※あくまでイメージであり、確定した計画内容ではありません。今後、法令に基づく協議などにより、計画が変更になる場合があります。

この要請文の担当課／総務企画局本庁舎等建替準備室 TEL 044-200-0281

東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた取組の推進について

【内閣官房・文部科学省・スポーツ庁・文化庁・観光庁】

■ 要請事項

- 1 英国とのホストタウンの取組の推進や、英国オリンピック代表チームの事前キャンプの受け入れ等により、人的・経済的・文化的な相互交流と地域の活性化等を図るため、交流事業の実施や施設整備に対するさらなる財政措置を講ずること。
- 2 beyond2020 プログラム認証事業をはじめとする、東京大会を契機とした文化芸術施策の推進に向けて、地方自治体が地域の実情に応じて文化プログラムに取り組むことができるよう、財政措置を講ずること。
- 3 東京2020パラリンピックを契機とした、障害者スポーツの普及促進のため、地域が主体となった取組に対する財政措置と支援事業の拡大を図ること。
- 4 東京2020オリンピック・パラリンピックを好機として、民間事業者等と連携した広域的な外国人誘客施策を推進するため、外国からの多様な旅行者の受入促進や多言語対応等への取組に対する財政措置と支援事業を拡大すること。

■ 要請の背景

- 本市では、上記の英国との関係を契機として、スポーツのほか、文化・教育、産業などの分野における交流事業を展開し、東京大会に向けた機運の醸成を図るとともに、開催後も引き続き交流の絆を深めることで、大会がもたらした良い影響を2024年の市制100周年につなげたいと考えています。このための施設整備や、公共的施設のバリアフリー化などに向けて、国の支援制度の拡充が必要です。
- 東京2020大会は文化芸術立国の実現に向けて、各地域がその歴史や特性を尊重した文化芸術施策を推進する上での絶好の機会です。市民・NPOなど多様な主体との連携により、beyond2020 プログラム認証事業をはじめとする文化プログラムが展開できるよう、財政的な支援制度が必要です。
- 「かわさきパラムーブメント」を推進する本市は、パラリンピックを未来につながるダイバーシティとインクルージョンの象徴と捉え、小中学校での障害者スポーツ体験など、障害者スポーツ普及に向けた取組を進めています。今後も地域が主体となった取組をさらに促進するため、国の支援制度の充実が必要です。
- 東京2020大会は、川崎の貴重な文化資源をはじめ、地域に点在した隠れた催しなどを外国からの旅行者や国内のあらゆる人々へ発信する絶好の機会です。本市では外国人宿泊客が年々増加している中、今後さらに外国人誘客施策の推進を図るため、国の支援制度の拡充が必要です。

●英国オリンピック代表の事前キャンプに関する施設賃貸に関する主な合意事項

項目	内容
施設・設備	✓ 等々力陸上競技場及び補助競技場トラックのオーバーレイの実施 ✓ 棒高跳、走高跳のマットの購入 ✓ ラグビーゴールポスト、ゴールポストカバーの購入（基礎工事含む） ✓ ブロードバンド接続環境の提供 ✓ 施設、設備のメンテナンス 等

●川崎市における文化プログラムの方向性

東京大会を契機に、障害の有無に関わらず文化芸術に親しめる環境づくりや英国との文化交流等を促進するとともに、文化芸術を観光など様々な分野に取り入れ「川崎の文化」を国内外に発信していく。

I 障がい者の文化芸術活動への支援を核とした新しい共生社会の創造

II イギリスとの文化交流を核としたプログラムの展開

III 「川崎の文化」の推進による魅力の発信

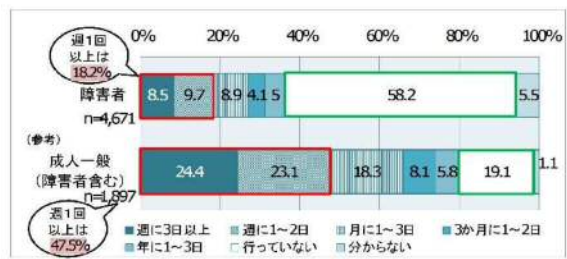
IV文化施設を核とした魅力発信と回遊性の向上

●障害児・者の推移等について

本市の障害児者数は年々増加しており、スポーツ実施率の現状からも障害者スポーツのさらなる普及促進が求められている。



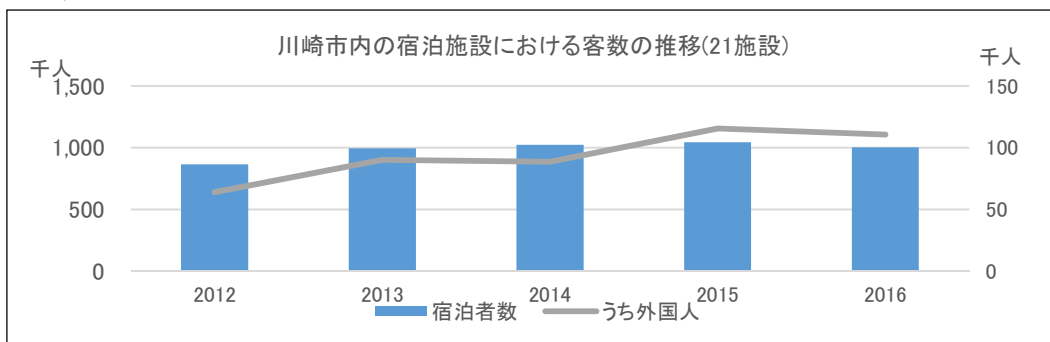
障害者(成人)が1年間にスポーツレクリエーションを行った回数



出典: 文部科学省委託事業『「健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業(地域における障害者のスポーツ・レクリエーション活動に関する調査研究)」報告書』

●外国人宿泊者数の推移について

本市宿泊施設では、外国人の利用が増加傾向にあり、今後さらなる受入促進や多言語対応などの施策展開が求められている。(比率: 2012年 7.4% → 2016年 11.03%)



※2012・2015年については、22施設を対象とした調査結果 (経済労働局観光プロモーション推進課調べ)

この要請文の担当課 / 市民文化局オリンピック・パラリンピック推進室 TEL 044-200-0809
 経済労働局産業振興部観光プロモーション推進課 TEL 044-200-0509

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」推進のための措置について

【厚生労働省】

■ 要請事項

高齢者福祉施設を対象とした大規模修繕等に要する経費の国庫負担（補助）を行うこと。

■ 要請の背景

- 本市では、「第6期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備の着実な推進に向けた取組を行っています。
- 一方、築20年を超える特別養護老人ホームの老朽化が課題となっています。
- 特に、介護保険法施行以前は大規模修繕等に対する引当金の積立には一定の制約があり、また、施設規模を比較的小さく整備していたことから、介護保険による報酬のみでは施設の維持管理が困難な施設が多くなっています。
- 本市においては、平成29年3月に「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本方針」を策定し、公設施設のみならず民設施設を含めた老朽化への対応として、今後、計画的に建替え、施設の長寿命化を行っていくこととしています。

■ 費用

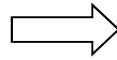
- （参考）公設施設における平成28年9月現在の修繕工事費所要額積算：
約500,000千円

■ 効果等

- 計画的な改修・修繕に加え、予防保全に対して効果的に経費を投入することで、施設の長寿命化が図られ、改築需要の延伸等LCC（ライフサイクルコスト）の縮減効果が期待できます。

高齢者福祉施設整備費の国庫負担

高齢者福祉施設整備費の国庫負担

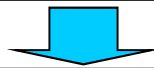


高齢者福祉施設に対する修繕費補助は平成17年度に制度廃止

介護保険法施行前開所の特別養護老人ホーム

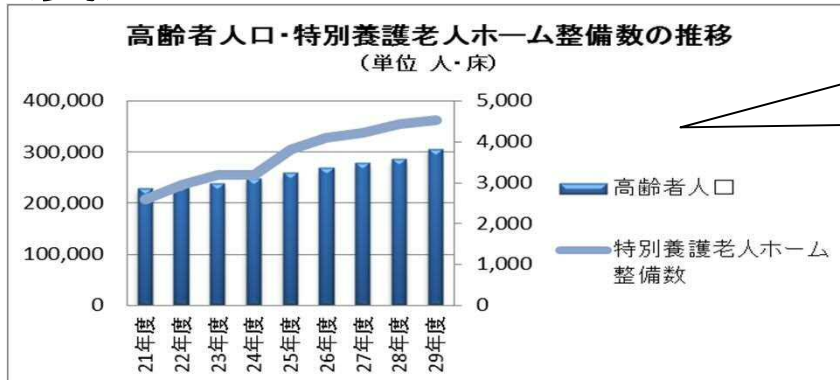
平成29年4月1日現在

施設名称	築年数	定数	指定管理
恒春園	38年	60人	
みかど荘	35年	73人	
太陽の園	32年	66人	
柿生アルナ園	30年	80人	
幸風苑	29年	60人	
和楽館	28年	60人	
長沢壮寿の里	28年	53人	指定管理
緑陽苑	27年	70人	
桜寿園	25年	74人	
虹の里	24年	108人	
多摩川の里	23年	84人	指定管理
すみよし	23年	84人	指定管理
こだなか	23年	50人	指定管理
金井原苑	22年	98人	
菅の里	21年	80人	
すえなが	20年	104人	
大師の里	19年	50人	
しおん	19年	25人	
ひらまの里	18年	84人	指定管理



課題 : **施設の老朽化への対応**

<参考>



・高齢者人口の増加
・施設整備の必要性
⇒ 整備の推進

「第6期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において、引き続き高齢者福祉施設等の一定の整備を行い、高齢者福祉の充実を図ります。

この要請文の担当課 / 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 TEL 044-200-2647

小児救急医療体制等の拡充について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 小児救急医療支援事業の補助基準額を実態に即したものとなるよう財政措置の拡充を図ること及び周産期母子医療センターの整備・運営に対する財政措置の拡充を図ること。
- 2 小児救急医療を提供する病院を経営する地方自治体に対して、財政措置の一層の拡充を図ること。
- 3 小児救急医療等を確保するため、小児医療の実態を調査し、次期の診療報酬改定に当たっては、実態に即したものとなるよう、その結果を反映させること。

■ 要請の背景

- 急速に進む少子高齢化、核家族化等にみられる市民生活の変化に伴い、医療を取り巻く環境が大きく変わり、特に小児科医の減少などに対応するため、小児救急医療体制の充実に向けた取組が求められています。
- 本市では小児の初期救急については、休日急患診療所に加え市内南中北3か所の小児急病センターで、また、周産期救急医療については、周産期母子医療センターで、それぞれ対応しており、市で運営するほか、小児救急医療等を担う医療機関への支援を行っています。
- さらに、小児医療の安定供給のためには、小児科医を安定的に確保するとともに、小児医療の実態に即した診療報酬体系の構築などにより、小児医療の不採算を原因とする小児科部門の廃止・縮小を防ぐ必要があります。本市では、特に採算性の低い休日や夜間の救急病院への補助等を行っています。
- 小児救急医療体制等にかかる診療報酬の水準は、平成28年度の改定によっても十分とは言えません。小児医療を取り巻く様々な課題に効果的に対処できるよう、実態を調査し、その結果を次期の診療報酬改定に反映させることが求められています。

■ 費用

(単位：千円)

平成29年度予算	総事業費	財源
小児救急医療関係事業	520,878	国庫補助金 16,314、県補助金 21,300 使用料 1,630、一般財源 481,634
市立病院の小児救急医療経費	91,520	医業収益 26,235、一般会計繰入金 65,285

川崎市の小児救急等医療体制等の拡充

初期救急医療体制

7 休日急患診療所（内科・小児科）
各区 1 か所

南部小児急病センター
（市立川崎病院内）
中部小児急病センター
（日本医科大学武蔵小杉病院内）
北部小児急病センター
（多摩休日夜間急患診療所内）

聖マリアンナ医科大学病院
夜間急患センター

二次救急医療体制

病院群輪番制病院（7 病院・小児科）

休日二次応需病院（7 病院・小児科）

救急告示医療機関

三次救急医療体制・周産期母子医療センター

聖マリアンナ医科大学病院
救命救急センター
総合周産期母子医療センター

日本医科大学武蔵小杉病院
救命救急センター
地域周産期母子医療センター

市立川崎病院
救命救急センター
地域周産期母子医療センター

小児医療

小児救急等医療体制の維持

財政措置の拡充

- ・小児救急支援事業や周産期母子医療センターの運営
- ・病院等を経営する地方自治体

小児科医師
の減少

川崎市の人口の推移（各年10月1日現在）

		2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
川崎区	総人口	217,235	217,974	219,862	223,378	226,537
	うち15歳未満	25,505	25,748	26,020	26,311	26,280
幸区	総人口	155,976	157,333	158,663	160,890	162,618
	うち15歳未満	20,054	20,477	20,830	20,544	20,805
中原区	総人口	236,629	239,987	244,363	247,529	251,248
	うち15歳未満	30,265	30,772	31,576	31,878	32,490
高津区	総人口	221,364	222,721	224,710	228,141	229,584
	うち15歳未満	29,855	29,896	30,004	30,142	30,173
宮前区	総人口	222,362	222,756	224,648	225,594	227,375
	うち15歳未満	32,822	32,509	32,488	31,346	31,380
多摩区	総人口	213,375	213,728	214,138	214,158	215,644
	うち15歳未満	24,992	24,781	24,453	23,790	23,647
麻生区	総人口	172,223	173,697	174,659	175,523	176,471
	うち15歳未満	23,642	23,836	23,866	23,718	23,639
合計	総人口	1,439,164	1,448,196	1,461,043	1,475,213	1,489,477
	うち15歳未満	187,135	188,019	189,237	187,729	188,414

成人ぜん息患者医療費助成事業について

【環境省】

■ 要請事項

川崎市の成人ぜん息患者医療費助成制度を自立支援型公害健康被害予防事業として認定し、事業経費を助成対象とすること。

■ 要請の背景

- 国は、平成20年度にぜん息患者の疾患の回復や予防を行うことへの支援を目的とした自立支援型予防事業を創設し、(独)環境再生保全機構を通じて地方自治体の要望を聴取のうえ重要性の高い事業を実施し、日常生活の中でぜん息患者の増悪予防・健康回復を図っています。
- 本市では、すでに平成19年1月から市内のぜん息患者の健康回復及び福祉の増進を目的とした「成人ぜん息患者医療費助成制度」を独自事業として実施しています。
- 本市が実施している事業は、国が新たに創設した事業と対象者や目的を同じくし、ぜん息患者の健康回復の観点においても重要な支援策と考えており、重積発作予防等のための治療支援による予防の観点からも、国の支援が必要と考えています。

■ 費用

- 成人ぜん息患者医療費助成の推移 ※全額本市負担 単位：千円

年 度	H23 決算	H24 決算	H25 決算	H26 決算	H27 決算
扶 助 費	121,988	140,172	154,324	171,411	189,072
助成経費	24,702	27,715	29,325	32,764	29,273
合 計	146,690	167,887	183,649	204,175	218,345

■ 効果等

- 成人ぜん息患者医療費助成制度を、安定して継続的に実施していくことが可能となります。

川崎市成人ぜん息患者医療費助成事業概要

制度開始	平成19年1月																						
対象地域	市内全域																						
対象者	対象疾病(気管支ぜん息)にかかっている満20歳以上の者 (公健法・市条例等による認定者及び喫煙者を除く) 川崎市に引続き1年以上住所を有する者 医療保険各法により、医療に関する給付を受けられる者 (自己負担割合が1割以下の者を除く) 所得制限なし																						
審査	認定審査を実施																						
助成範囲	本人負担分の一部を助成																						
財源負担	市の全額負担(一般財源)																						
経費総額 及び 対象者数 の推移	経費の推移 (単位:千円)																						
	年 度	H23 決算	H24 決算	H25 決算	H26 決算	H27 決算																	
	扶 助 費	121,988	140,172	154,324	171,411	189,072																	
	助成経費	24,702	27,715	29,325	32,764	29,273																	
	合 計	146,690	167,887	183,649	204,175	218,345																	
	対象者数の推移																						
年 度	H23 末	H24 末	H25 末	H26 末	H27 末																		
対象者数	5,279 人	5,344 人	5,842 人	6,149 人	6,486 人																		
<p>経費総額(左軸)及び年度末対象者数(右軸)の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>経費総額(千円)</th> <th>年度末対象者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23年度</td> <td>146,690</td> <td>5,279</td> </tr> <tr> <td>H24年度</td> <td>167,887</td> <td>5,344</td> </tr> <tr> <td>H25年度</td> <td>183,649</td> <td>5,842</td> </tr> <tr> <td>H26年度</td> <td>204,175</td> <td>6,149</td> </tr> <tr> <td>H27年度</td> <td>218,345</td> <td>6,486</td> </tr> </tbody> </table>						年度	経費総額(千円)	年度末対象者数(人)	H23年度	146,690	5,279	H24年度	167,887	5,344	H25年度	183,649	5,842	H26年度	204,175	6,149	H27年度	218,345	6,486
年度	経費総額(千円)	年度末対象者数(人)																					
H23年度	146,690	5,279																					
H24年度	167,887	5,344																					
H25年度	183,649	5,842																					
H26年度	204,175	6,149																					
H27年度	218,345	6,486																					

この要請文の担当課/健康福祉局保健所環境保健課 TEL 044-200-2435

予防接種事業の抜本的改革について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 平成24年5月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で示された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」に従い、任意予防接種については、早期に定期接種化すること。
- 2 定期予防接種については、国の責任において、必要とする国民すべてが等しく接種できるよう、地方交付税措置ではなく、全額国庫負担とすること。

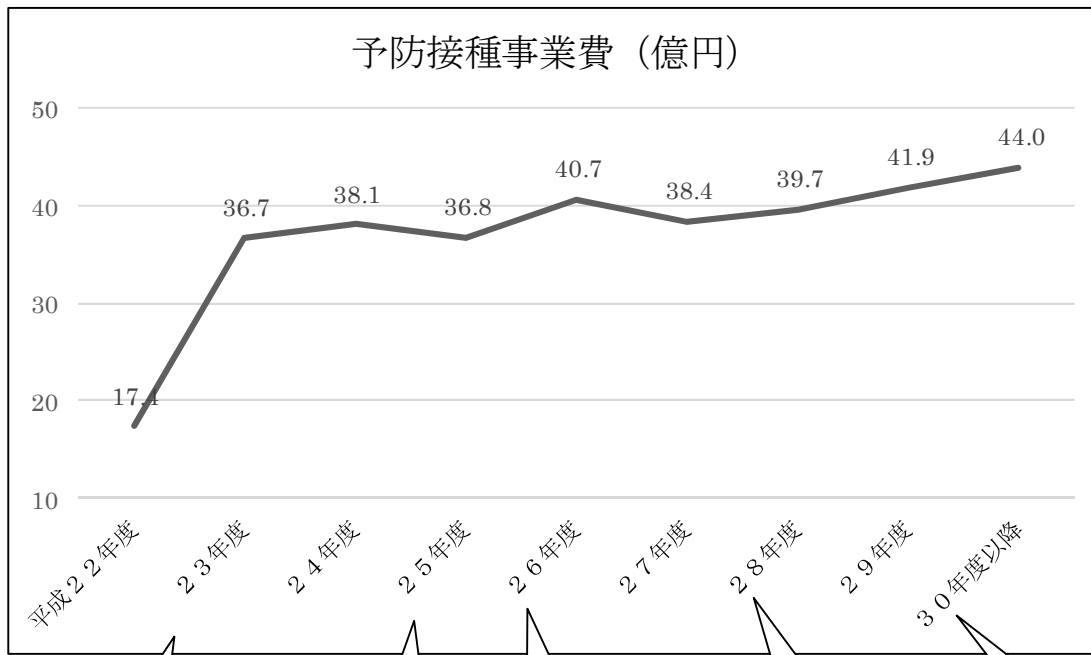
■ 要請の背景

- 平成24年5月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で示された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」において、「ワクチンギャップに対応するため、必要なワクチンについては定期接種として位置づける」とされました。これを受け、平成25年度から子宮頸がん等ワクチン接種事業が予防接種法改正により定期予防接種となり、水痘及び成人用肺炎球菌の2ワクチンが平成26年度に、B型肝炎が平成28年10月から定期接種化されました。
また、任意予防接種の取扱いやあり方についても検討が続いており、定期予防接種としておたふくかぜが増加することが見込まれます。
- 予防接種法に基づき実施されている定期予防接種は、全額公費負担（インフルエンザ・高齢者の肺炎球菌感染症予防接種は一部自己負担あり）で実施しています。予防接種法に基づかない任意予防接種は、原則、全額自己負担となっています。
- 本来、予防接種は国の責任において必要とする国民すべてが等しく接種できるようにするべきものです。定期予防接種に係る経費については、平成25年度に地方交付税による財政措置の拡充がなされたところですが、交付税措置ということから、予防接種にかかる財源が明確にならず、地方自治体により負担の差が発生します。制度やそれに係る国と地方の財政負担について抜本的な見直しを行い、必要な財源は交付税措置ではなく、全額国庫負担とする必要があります。

■ 効果等

- 定期予防接種となることで接種率が向上し、感染症の発生及びまん延が予防されます。
- 国による費用負担の導入により、地方自治体の負担が軽減され、接種勧奨等に更に取り組めることで接種率が向上し、感染症の発生及びまん延が予防されます。

本市における予防接種事業の財政負担



・子宮頸がん
・ヒブ
・小児用肺炎球菌
3 ワクチン接種事業導入

・子宮頸がん
・ヒブ
・小児用肺炎球菌
3 ワクチン定期化

・水痘
・成人用肺炎球菌
2 ワクチン定期化

・B型肝炎
定期化

・おたふくかぜ
定期化

〔 子宮頸がん予防ワクチンについて、積極的接種勧奨差し控えのため、25年度以降の経費を24年度実績額により見込んだ 〕

任意接種のおたふくかぜの2 ワクチンが定期予防接種化された場合の本市負担額

41.9億円→44億円

定期予防接種の拡充と地方自治体の負担増は相互に関係しており、予防接種事業の抜本的改革が不可欠である。

住宅・建築物の総合的な耐震対策等による 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

建築物等の耐震化をはじめとした総合的な耐震対策や密集市街地の改善、高齢者等の居住の安定確保に向けて、必要な制度拡充や財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 首都直下型地震等の発生の切迫性が指摘されるなか、建築物が集積し甚大な地震被害が想定される本市では、既存建築物の耐震化の促進や密集市街地の改善が急務であり、これまでも耐震対策等の制度拡充に努めてまいりました。今後も、住宅・建築物の耐震性等の一層の向上を図るため、各種施策の取組により、まち全体の総合的な耐震化や密集市街地内の住宅の不燃化等を推進する必要があります。
- 密集市街地対策を加速させるため、地域における積極的な取組を国として評価し、地域の防災性能の向上に有効な建築物への更新に対して限定的となっている助成内容を拡充するなど一層の制度拡充が必要です。
- 高齢者や障害者、子育て世帯等の居住の安定確保に向け、公営住宅の整備、安全・安心な暮らしを支える良質な住宅の供給に向けた取組を推進する必要があります。

■ 費用

- 平成30年度計画事業費 約25.0億円（国費 約11.7億円）
 - ・ 住宅・建築物の耐震対策事業 約6.0億円（国費 約2.7億円）
 - ・ 密集市街地の改善事業 約1.1億円（国費 約0.5億円）
 - ・ 公営住宅整備事業等 約17.9億円（国費 約8.5億円）

■ 効果等

- 住宅・建築物の耐震性、耐火性向上による安全性の確保
- 良質な住宅の供給による高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定

住宅・建築物の耐震対策事業等

建築物の耐震化の更なる促進を図るために、平成27年度に改定を行った新たな「川崎市耐震改修促進計画」に基づき、各種施策を推進してまいります。

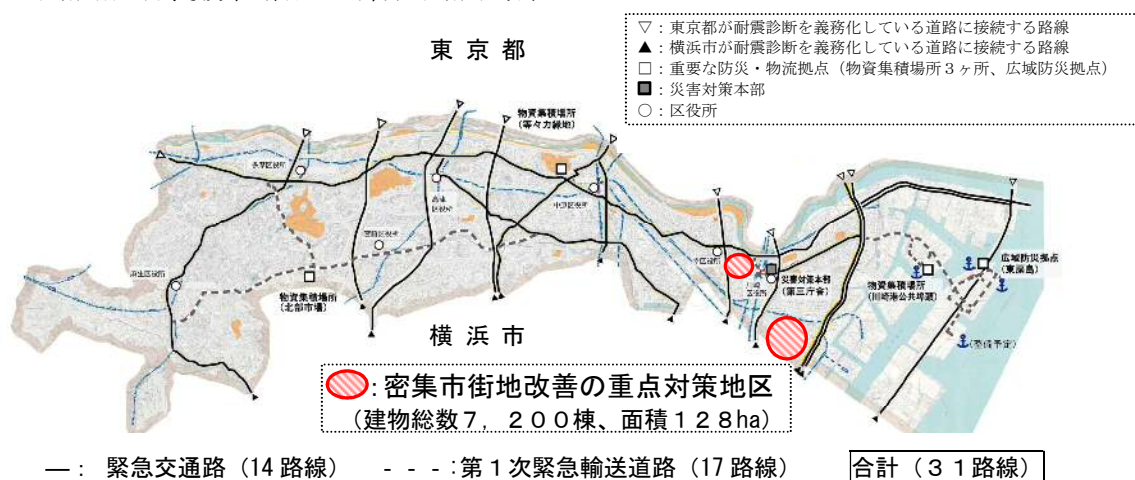
■住宅・建築物の耐震化事業（民間建築物）

目標：住宅及び特定建築物の耐震化率を平成32年度末までに95%とする。

（平成28年度末の耐震化率 住宅：92.6% 特定建築物：92.7%）

主な取組

- ・木造住宅耐震対策・民間マンション耐震対策・特定建築物等耐震対策
- ・耐震診断義務化沿道建築物耐震対策



沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定路線図

■住宅市街地総合整備事業（密集市街地整備型）

目標：重点対策地区内の焼失棟数を平成32年度末までに3割減とする。

主な取組

- ・密集住宅市街地整備促進事業、老朽建築物除却事業、住宅等不燃化推進事業など

公営住宅整備事業等

■市営住宅整備事業

- ・中野島住宅、久末住宅、有馬第2住宅
（全3棟 137戸）

■高齢者、障害者等の居住の安定

- ・マンション共用廊下等段差解消工事、子育て等あんしんマンション事業 など

これらの取組により、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

この要請文の担当課 / まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課 TEL 044-200-2731
まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課 TEL 044-200-2993
まちづくり局指導部建築管理課 TEL 044-200-3017

消防施設及び緊急消防援助隊の整備について

【総務省】

■ 要請事項

- 1 消防施設等の整備について、必要な財政措置を講ずること。
- 2 緊急消防援助隊の整備について、必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市においては、社会情勢に適切に対応し、あらゆる災害から市民の生命、身体及び財産を守るという法（消防組織法）の趣旨のもと、災害時の防災拠点となる消防施設等の整備に努めるとともに、迅速な出動体制や的確な消防体制の整備を進め、更なる消防力の充実・強化を図っています。
- 防災拠点となる消防署所等の早期改築・改修が求められており、消防指令システムについても、安定稼働と他の業務との連携強化を図り災害対応力を向上させるための更新整備など、事業の推進が喫緊の課題とされています。
- 指定都市は、大規模な災害等に即応するため、消防車両等の充実強化を図り、一度強化した装備についても、その消防力を維持するため計画的な更新整備が必須であり、災害発生時には広域的に消防・救助活動を展開する役割を有しております。
- 整備費用の財政負担も大きく、国の補助金について、緊急消防援助隊設備の更新より新規整備が優先される配分方針や交付額の合計が9,500万円（零細補助基準額）に満たない場合は交付決定を受けられない採択基準の見直しを要望します。

■ 費用

- 平成30年度計画事業費
 - ・ 消防施設整備事業等 約3.0億円
 - ・ 緊急消防援助隊設備整備事業等 約4.7億円

■ 効果等

- 大規模災害への対応力の早期確立

消防施設整備事業等

区 分		平成29年度	平成30年度	平成31年度	
事業概要	消防庁舎	航空隊庁舎整備	新設 (本体工事・ 解体工事等)	新設 (解体工事等)	—
		庁舎長寿命化対策	王禪寺改修 (改修工事)	—	—
	消防施設	訓練塔・補助訓練塔	主訓練塔改築 (本体工事等)	—	—
		臨港消防署 千鳥町出張所棧橋	改修 (本体工事等)	—	—
	消防団	中原消防団 住吉分団市ノ坪班	—	改築 (設計等)	改築 (本体工事等)
	耐震性貯水槽	新設 (4基 設計・工事)	新設 (2基 設計等)	新設 (2基 工事)	
	消防情報通信の高度化	新システム構築	非常用 発電機工事	—	
	消防救急無線固定局等整備	—	無線設備整備	無線設備整備	
	合計(概算)	約22.6億円	約3.0億円	約2.7億円	

緊急消防援助隊設備整備事業等

区 分		平成29年度	平成30年度	平成31年度
事業概要	消防自動車等	9台	10台	14台
	救急自動車	4台	4台	4台
	合計(概算)	約3.5億円	約4.7億円	約4.0億円

この要請文の担当課／消防局総務部庶務課	TEL 044-223-2512
消防局総務部施設整備課	TEL 044-223-2548
消防局警防部指令課	TEL 044-223-2544

石油コンビナート地域の強靱化について

【内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 国が公表した首都直下地震被害想定及び南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告等を踏まえ、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法等の技術基準の妥当性について引き続き検証して必要な見直し等を行い、耐災害性の向上や防災体制の強化を図ること。
- 2 事業者が実施する液状化対策や津波対策、護岸の改修等の減災対策への支援の継続と拡充に取り組むとともに、定期改修等が年度当初に行われる場合であっても、合わせて事業者が活用可能となるよう、柔軟な制度運用を図ること。
- 3 施設の経年劣化に対する維持管理技術の開発や情報提供を行うこと。また、経年劣化した配管等の施設改修へのインセンティブを向上させる取組を進めること。
- 4 事業者がコンビナート保安人材を育成・確保できるよう、必要な支援を行うこと。

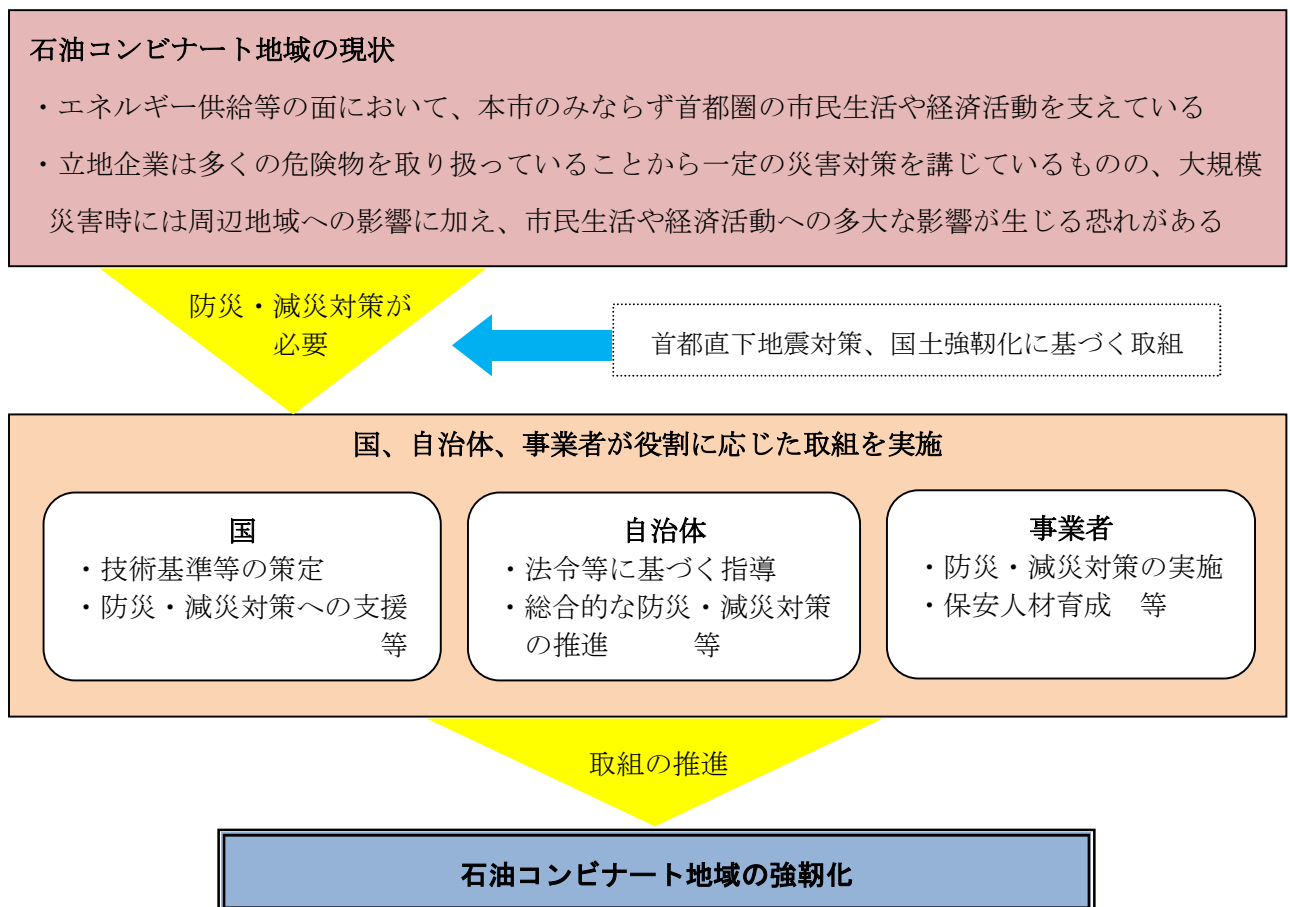
■ 要請の背景

- 臨海部の石油コンビナート等特別防災区域等に立地する企業は、法律等に基づいて一定の災害対策を講じています。しかしながら、首都直下地震被害想定においては、危険物・コンビナート施設に関して東京湾沿岸において流出約60施設、破損等約730施設の被害が想定されており、周辺地域への影響に加え、首都圏全体の市民生活や経済活動への多大な影響も懸念されることから、想定される地震の発生頻度や切迫性に応じた取組が必要です。
- 国においては、東日本大震災や各種被害想定調査結果等を踏まえ、危険物施設等の技術基準の見直しの検討や検証を実施するとともに、災害時のエネルギー安定供給の観点から石油出荷設備等の強化に要する費用の補助及び民有護岸の耐震改修に対する支援制度などの取組や、関係省庁による連絡会議が設置されておりますが、引き続き強靱化に向けた取組を推進することが必要です。

- 本市では、臨海部で想定される主な災害の未然防止と拡大防止を目的として、平成25年4月に川崎市臨海部防災対策計画を策定し、石油コンビナート地域における総合的な防災・減災対策を推進するとともに、平成28年3月に川崎市国土強靱化地域計画を策定し、強靱化に関する取組を総合的かつ計画的に推進しております。
- 石油コンビナート地域における事前防災・減災対策の考え方に基づく強靱化については、国、自治体及び事業者が役割に応じた取組を実施することが必要となりますので、国においては防災・減災対策の公的な支援の必要性、あり方について検討するとともに、実効ある対策を推進することが必要です。

■ 効果等

- 防災力、耐災害性の向上による首都圏の市民生活及び経済活動への影響の軽減
- 災害時におけるエネルギーの安定供給と速やかな復旧・復興



この要請文の担当課／総務企画局危機管理室震災・臨海部対策担当 TEL 044-200-2478

五反田川放水路整備の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

本事業は大規模工事であり、事業が完成するまで長期間を要することから、計画的な事業執行を図るために必要な措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市は、河川の治水対策を推進するため、緊急かつ重点的対策として時間雨量50mmに対応できるよう、環境にも配慮しながら河川の改修に取り組んでいるところです。
- 近年、局地的な集中豪雨や観測史上の記録を上回る大雨、都市化の進展等により、都市型水害が深刻になっております。特に洪水時、下流まで約20分で流下する高低差の著しい一級河川五反田川は、下流部及び二ヶ領本川との合流部で急激な水位上昇が生じ、度重なる水害を繰り返してきました。
- 五反田川下流の二ヶ領本川は高度に都市化された地域を貫流し、河道拡幅や掘削による河道改修が困難な状況となっており、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する五反田川放水路整備事業を進めています。

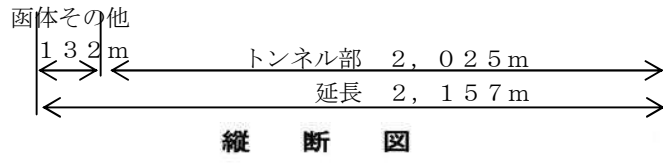
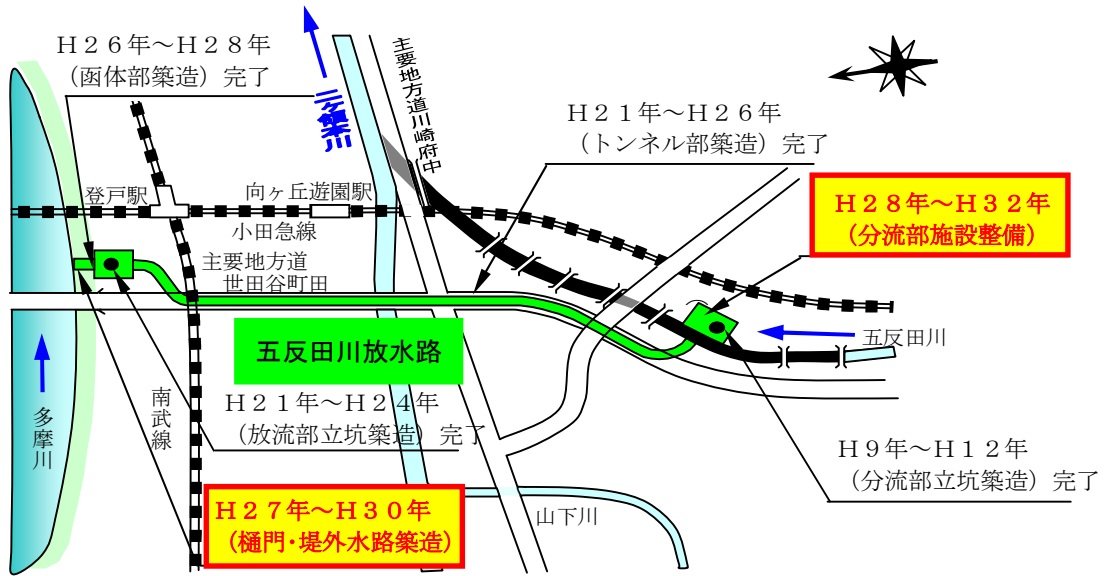
■ 費用

- 総事業費 約280億円（国費 約79.9億円 県費 約79.9億円）

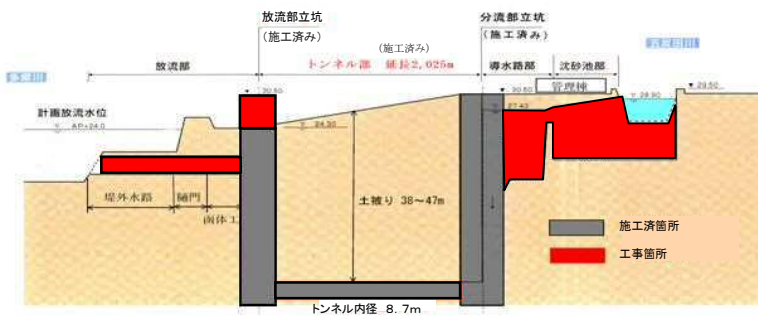
■ 効果等

- 五反田川の洪水を直接多摩川に放流する放水路を整備することで、放水路下流域の五反田川及び二ヶ領本川は、現況断面で将来計画である時間雨量90mm対応となります。
- 面積約341ha、約7,100戸の浸水被害が解消されます。

五反田川放水路整備事業の概要



縦断図



トンネル部

- 計画区間 川崎市多摩区生田8丁目～川崎市多摩区登戸新町
- 計画期間 平成4年度～平成32年度（平成31年度から暫定供用）
- 総事業費 約280億円
- 事業の概要 延長2,157m
 （うち地下トンネル2,025m、函体15m、樋門37m、堤外水路80m）
 計画高水流量 150m³/秒



樋門・堤外水路 完成イメージ



分流部施設 完成イメージ

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2906

河川管理施設の老朽化等対策の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

河川の適切な維持管理・更新を実施していくための対策を講じること。

- ・維持・修繕に関わる交付金制度を創設すること。
- ・治水安全度確保のため、施設の老朽化・耐震化対策等について、必要な制度の創設などの措置を講じること。
- ・大規模河川管理施設機能確保事業の対象要件を緩和すること。

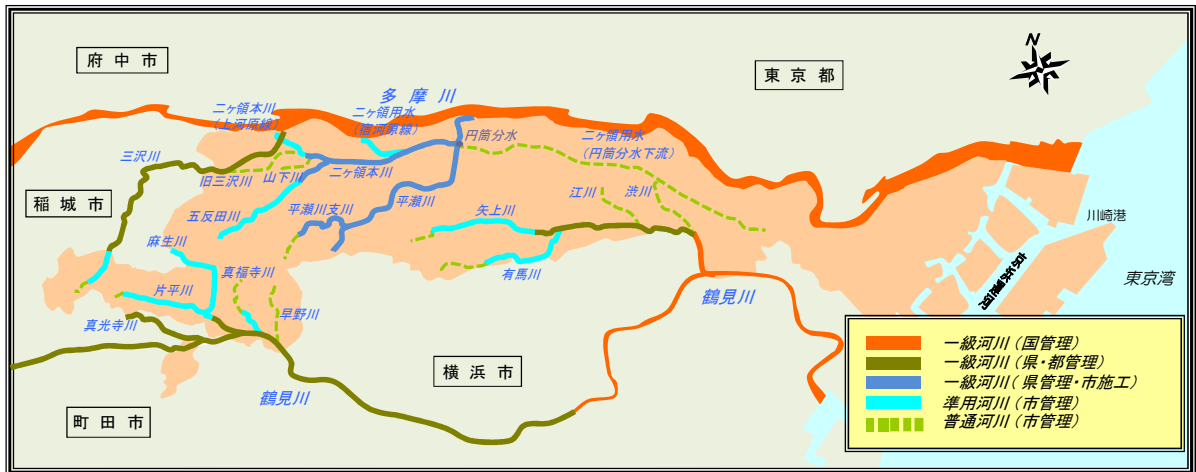
■ 要請の背景

- 本市の維持管理する河川延長は約38kmありますが、そのうち、約6割が、改修後概ね40年を過ぎて施設の老朽化が顕著となっており、首都圏における東海地震や関東直下型地震発生の切迫性の指摘などを踏まえ、河道の治水安全度を確保し、局地的集中豪雨による洪水や地震による災害の防止に備える必要があります。
- 本市では、年間約2億円の予算で日常の維持管理を行っておりますが、老朽化した河川管理施設の修繕のための財源確保に非常に苦慮しております。
- 一方で、一級河川平瀬川では護岸の変状が確認されたことから、治水安全性確保のため耐震性などの機能向上を図る改築工事を実施しており、早期に市民の安全安心を確保していく必要があります。
- 河川管理施設の堤防、護岸等については、平成25年6月の河川法の一部改正により維持・修繕に係る内容が規定されたため、現行の交付金制度に中小河川の堤防や護岸等を維持・修繕するための新たな交付金制度が必要です。

■ 効果等

- 本市における護岸等の河川管理施設は、改修後概ね40年以上経過したものが多く、計画的に維持補修・更新することで、機能を回復し耐震性を向上させるなど、施設の延命化・トータルコストの縮減を図り河川の安全性を確保します。

川崎の河川



〔一級河川平瀬川の護岸変状について〕



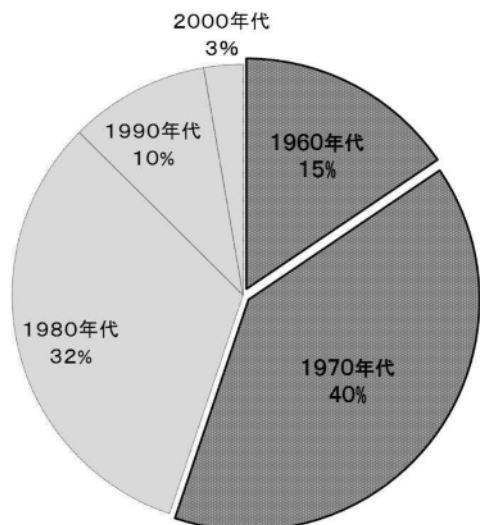
パラペットのズレ (最大 10cm)



護岸の変状 (ブロック隙間の拡大)



〔河川整備経過年数〕



約6割(約 21km)が築 40 年以上

〔老朽化の状況〕



変状による護岸施設の目違い



護岸背面部の空洞

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2906

高規格堤防の今後の整備区間における着実な整備の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

今後の整備区間として位置付けられた多摩川右岸の高規格堤防整備事業について、着実な整備の推進を図ること。

- ・ 戸手地区の早期完了に向けた上流部の事業推進
- ・ 殿町地区における土地利用更新等の機会を捉えた機動的な対応

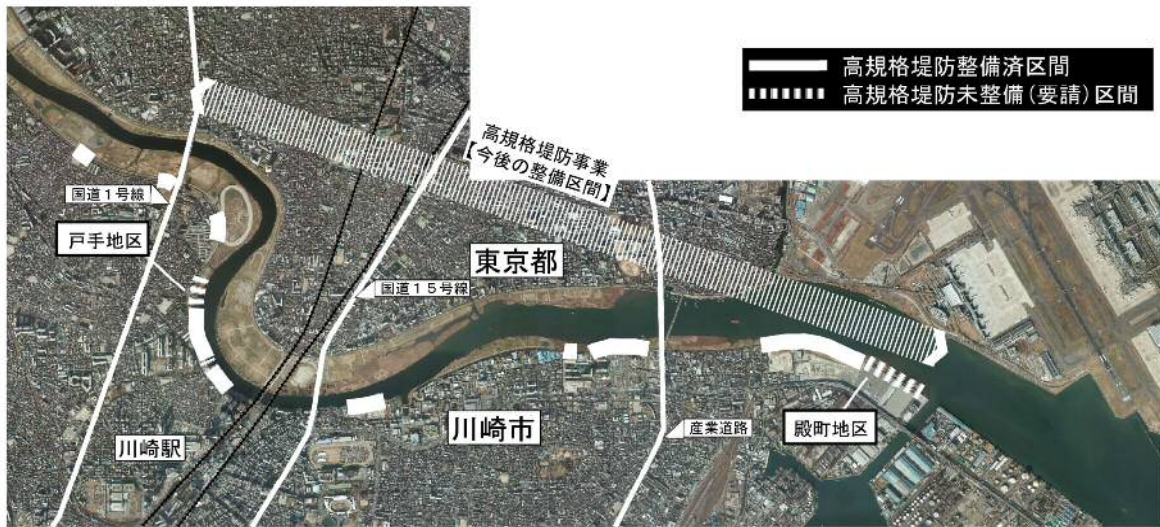
■ 要請の背景

- 高規格堤防については、平成23年12月の第7回「高規格堤防の見直しに関する検討会」において、人口が集中した地域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間に大幅に絞り込んで整備するとされ、多摩川については、下流域から国道1号線付近までが今後の整備区間として位置付けられました。
- 整備区間内の戸手地区については、高規格堤防の整備を前提としたまちづくりが進められており、また、増水時に度々冠水し、堤防が決壊すると川崎駅周辺地区などにおいて甚大な人的被害が発生する恐れがあるなど、整備緊急度の高い地域となっているため、残る上流部についても整備を推進し、早期に完了する必要があります。
- 殿町地区については、「国際戦略総合特区」「国家戦略特区」並びに「特定都市再生緊急整備地域」の指定を受け、羽田空港との近接性等を活かしたライフサイエンス分野の高度な先端技術を有する研究機関等が集積する世界的なイノベーション創出拠点の形成が進んでいるところです。未整備区間においても既に施設の整備が行われている状況ではありますが、我が国の国際競争力の強化を牽引する拠点であることから、同地区の治水安全度の向上を図るためにも、土地利用の更新等の機会を捉えて、機動的に対応していく必要があります。

■ 効果等

- 高規格堤防の整備により、周辺地域全体の治水安全度の向上が図られます。
- 高規格堤防の整備に併せたまちづくりにより、良好な住環境の形成が図られます。

戸手地区・殿町地区（位置図）



高規格堤防整備事業（概要）



戸手地区



殿町地区



この要請文の担当課 / まちづくり局市街地整備部地域整備推進課 TEL 044-200-3011・2730

エネルギーに関する取組の推進について

【経済産業省・環境省】

■ 要請事項

- 1 低炭素社会の実現、自立分散型エネルギーシステムやスマートシティの構築に向けて、最先端の環境機器及び次世代自動車等の導入や関連する技術開発を促進するための財政措置を講じること。
- 2 電力需給などエネルギーに関するデータは、取組を効果的に推進する上で、基礎となる重要な情報であることから、誰もが的確に把握できるような仕組みを構築すること。
- 3 パリ協定の発効を受け、さらなる温暖化対策の推進にあたってはエネルギーに関する取組がより一層重要になることから、地方公共団体とも連携を図りながら総合的な取組を進めること。

■ 要請の背景

- エネルギー政策は、国が行う重要な政策の一つですが、本市では、平成 27 年 5 月に「川崎市エネルギー取組方針」を策定し、めざす姿として、「最先端の技術を取り入れた創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組を推進する都市」、「多様な主体が、エネルギーの利用について、自ら考え、行動する都市」を掲げ、関係した取組を連携させて、エネルギーに関する取組を総合的に推進しているところです。
- 最先端の技術を取り入れた創エネ・省エネ・蓄エネを推進するためには、効率の向上や製造コストの削減などの技術開発を促進するとともに、市民や事業者の導入を促進するような支援制度が必要です。
- 多様な主体がエネルギーの利用について、自ら考え行動するためには、エネルギー状況の把握が重要であることから、市民・NPO・事業者・大学・研究機関など、誰もがエネルギーの状況を的確に把握できる仕組みが必要です。
- 中央環境審議会地球環境部会が取りまとめた「長期低炭素ビジョン（平成 29 年 3 月策定）」において、今世紀末の脱炭素化社会を見据え、2050 年には温室効果ガスを 80%削減する基本的方向として、温暖化対策とエネルギー政策との連携が重要であることが示されています。

川崎市エネルギー取組方針の概要

エネルギー等に関する本市の特徴や強みを活かしながら、これまで推進してきたエネルギーの取組や、東日本大震災後の状況変化、さらに国内外のエネルギーに関する動向等を踏まえた上で、「川崎らしい」エネルギーの取組」を推進することとし、2つのエネルギーに関する都市像をめざしていきます。

本市の特徴・強み

- ◆ 優れた環境技術・環境産業の集積
- ◆ 環境意識の高い市民等との協働の取組
- ◆ 多種多様なエネルギー供給施設の立地
- ◆ 見学・学習可能な環境・エネルギー関連施設の集積

“川崎らしい”エネルギーの取組

“川崎らしい”エネルギーの取組の推進により「めざす姿」

◆最先端の技術を取り入れた創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組を推進する都市

◆多様な主体がエネルギーの利用について、自ら考え、行動する都市

取組の方向性

①エネルギーの有効利用、将来性・経済性、災害時対応等を見据えた主体的な取組の推進

市民・NPO・事業者・市などの多様な主体が、エネルギーを自らの問題として捉え、持続可能な市民生活や安定した事業活動など、市域における全ての活動の基盤となる「エネルギー」の有効利用、将来性・経済性、災害時対応等を見据えた取組を主体的に推進します。

②エネルギーを「よりクリーンな方向」へ

既存のエネルギーポテンシャルなど、本市の地域特性を活かしながら、環境に配慮したエネルギー拠点として、水素などの次世代エネルギーの取組を推進し、エネルギーを「よりクリーンな方向」へリードしていきます。

③エネルギーの取組を国内外へ発信

“川崎らしい”エネルギーの取組を市域だけでなく国内外へと発信し、新たなエネルギーの価値と本市のブランド力を高めていきます。

微小粒子状物質（PM2.5）削減の取組について

【環境省・経済産業省】

■ 要請事項

- 1 国民の健康を保護するため、微小粒子状物質（PM2.5）の挙動や揮発性有機化合物（VOC）由来の二次生成機構等の実態を早急に解明するとともに、国内における排出抑制策を推進すること。
- 2 発生源等の実態把握については、国が主体となって地域ごとの特色を考慮した調査を行うとともに、自治体が独自に行う調査に対して必要な財政措置を講ずること。
- 3 越境汚染対策のための国際的な取組を推進すること。

■ 要請の背景

- PM2.5の効果的な対策を検討するためには、PM2.5の様々な原因物質の発生源とその排出実態を明らかにするとともに、大気中の複雑な化学反応で生成される二次生成粒子の影響が大きいことから、この生成機構等を早急に解明する必要があります。また、平成27年3月にまとめられた「微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方について（中間取りまとめ）」を踏まえて、今後の対策を早急に示し、着実に推進する必要があります。
- PM2.5の高濃度に至る発生原因は、国内の発生源寄与とあわせて、越境汚染の寄与も推定されており、さらに、国内の発生源については、地域ごとに特色がみられるため、本市では発生源等の実態把握のための調査を実施しております。より効果的な対策を進めるには、国が主体となって地域ごとの詳細な調査を行うとともに、自治体が独自に発生源等の調査を行う場合には多大な財政負担となることから、財政措置を講ずる必要があります。
- 大気汚染が問題となっている諸外国において、公害克服に努めてきた経験及び先進的な環境技術による国際貢献が重要であり、現在、国が進めている二国間連携などの取組を引き続き推進する必要があります。

PM2.5の対策に関する問題点及び課題

PM2.5の対策に関する現状の問題点等

- 発生源及び広域影響等の解明が未だ十分ではなく、総合的かつ広域的な対策が打ち出されていないが、早急に環境改善に資する取組が求められている。
- ⇒ PM2.5に関する知見を集積し、広域影響や二次生成機構等を解明すること。また、「微小粒子状物質の国内における排出抑制対策の在り方について（中間取りまとめ）」を踏まえて、早急に対策を示し、着実に推進すること。

- 大陸からの越境汚染については、実態の解明が不十分であるが、国内への影響が一定程度あると考えられている。また、越境汚染への社会的関心が高まるとともに、健康への影響も懸念されている。
- ⇒ 大陸からの越境汚染の影響を調査するとともに、国内の先進的な環境技術協力を用いた国際的な取組により、越境汚染の改善を引き続き図ること。

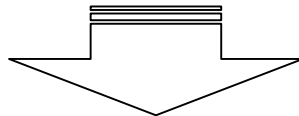
PM2.5対策の取組の現状と国への要望

自治体による取組

- PM2.5の常時監視
- PM2.5の成分分析
- 上記の測定体制の整備
- PM2.5削減対策の検討
- 発生源の実態調査

広域連携による取組

- 国立環境研究所、地方環境研究所などと連携した広域調査による実態調査
- 発生源解析、高濃度解析等による実態把握
- 対策につながる基礎的資料の蓄積
- 二国間連携による国際的な取組



PM2.5の削減対策に必要な国の対応

- 1 PM2.5の挙動や二次生成機構等の実態を早急に解明するとともに、国内における排出抑制策を推進する。
- 2 自治体と連携してPM2.5の発生源調査を実施し、必要な財政措置を講ずる。
- 3 越境汚染対策については、国際的な取組をより一層推進する。

廃棄物処理施設整備事業の推進について

【環境省】

■ 要請事項

循環型社会形成を推進するために必要な廃棄物処理施設の整備事業として、橘処理センター、堤根処理センター及び入江崎クリーンセンターの建設に必要な財政措置について、内容を拡充し今後も継続して実施すること。

■ 要請の背景

- 本市では、4つの処理センターで廃棄物を処理していましたが、将来にわたり安定的かつ効率的な処理を継続して行うため市内4つの処理センターの敷地を有効活用し、全体で3つの処理センターを稼働し、うち1つを休止、建設中とする3処理センター体制へ平成27年度に移行しました。引き続き、長期的な視点にたった施設整備が必要になります。
- 現在は、休止中の橘処理センターの建替に向け解体撤去工事を実施するとともに、平成35年度に予定している堤根処理センターの建替に向け基本計画策定等を進めています。また、老朽化した入江崎クリーンセンターの建替に向け、基本計画策定等を進めています。

■ 費用

- 平成30年度計画事業費

橘処理センター整備事業

- ・ 橘処理センター解体撤去工事（3年契約3年次目）
予定額 704,700千円（国費 約234,900千円）
- ・ 地下水調査業務委託（2年契約2年次目）
予定額 1,300千円（国費 約400千円）

堤根処理センター整備事業

- ・ 基本計画策定業務委託（3年契約2年次目）
予定額 19,500千円（国費 約6,500千円）
- ・ 環境影響評価（その1）業務委託（2年契約1年次目）
予定額 3,000千円（国費 約1,000千円）

入江崎クリーンセンター整備事業

- ・ 基本計画策定等支援業務委託（2年契約2年次目）
予定額 13,000千円（国費 約4,300千円）
- ・ 総合評価落札方式支援業務委託（2年契約1年次目）
予定額 6,800千円（国費 約2,200千円）

橋処理センター整備事業

施設・処理能力

- ・ ごみ焼却処理施設
600 t / 日 (200 t / 日 × 3 炉)
- ・ 資源化処理施設
ミックスペーパー 45 t / 5 時間



事業年度

- ・ 平成27年度～平成28年度 建設工事発注仕様書作成
- ・ 平成28年度～平成29年度 建設工事総合評価支援業務
- ・ 平成28年度～平成30年度 橋処理センター解体撤去工事
- ・ 平成29年度～平成35年度 ごみ焼却処理施設及び資源化処理施設建設工事

堤根処理センター整備事業

施設・処理能力

- ・ ごみ焼却処理施設 未定

事業年度

- ・ 平成26年度～平成31年度 現況調査及び測量実施
- ・ 平成29年度～平成33年度 基本計画及び整備計画作成
- ・ 平成30年度～平成34年度 環境影響評価（その1、その2）手続
- ・ 平成35年度～平成43年度 解体撤去工事及びごみ焼却処理施設等建設工事

入江崎クリーンセンター整備事業

施設・処理能力

- ・ し尿処理施設 未定

事業年度

- ・ 平成29年度～平成30年度 基本計画等作成
- ・ 平成30年度～平成31年度 建設工事総合評価手続
- ・ 平成31年度～平成33年度 し尿処理施設建設工事

緑地保全事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 緑地保全事業は、市民の健全な生活環境の確保に加え、生物多様性の保全や地球温暖化対策等の推進に寄与することから、緑地の買入れや施設整備、緑地の再生に向けた萌芽更新などに対する必要な財政措置を講ずること。
- 2 緑地の減少に歯止めをかけるため、緑地保全に係る相続税等の負担軽減措置や、相続税における物納制度の柔軟な運用等、税制上の優遇措置を拡充すること。

■ 要請の背景

- 本市では、緑の基本計画に基づき、市域の骨格を形成する多摩丘陵の保全に向けて取組を進めています。
- 保全した緑地を良好に保全し管理するために、市民等との協働による保全管理活動を進めておりますが、管理施設や斜面地の保全を図る施設の整備が必要となっております。また、保全された緑地の景観、生態系を再生させるために、持続的な林床管理と樹木の萌芽更新が必要となっております。
- 本市は、市域の約88%が市街化区域であり、首都圏の中心部に位置しております。そのため土地需要が旺盛であり、相続時における土地利用転換などにより、市域の樹林地は減少傾向となっていることから、相続税などの税制の優遇措置の拡充が必要となっております。

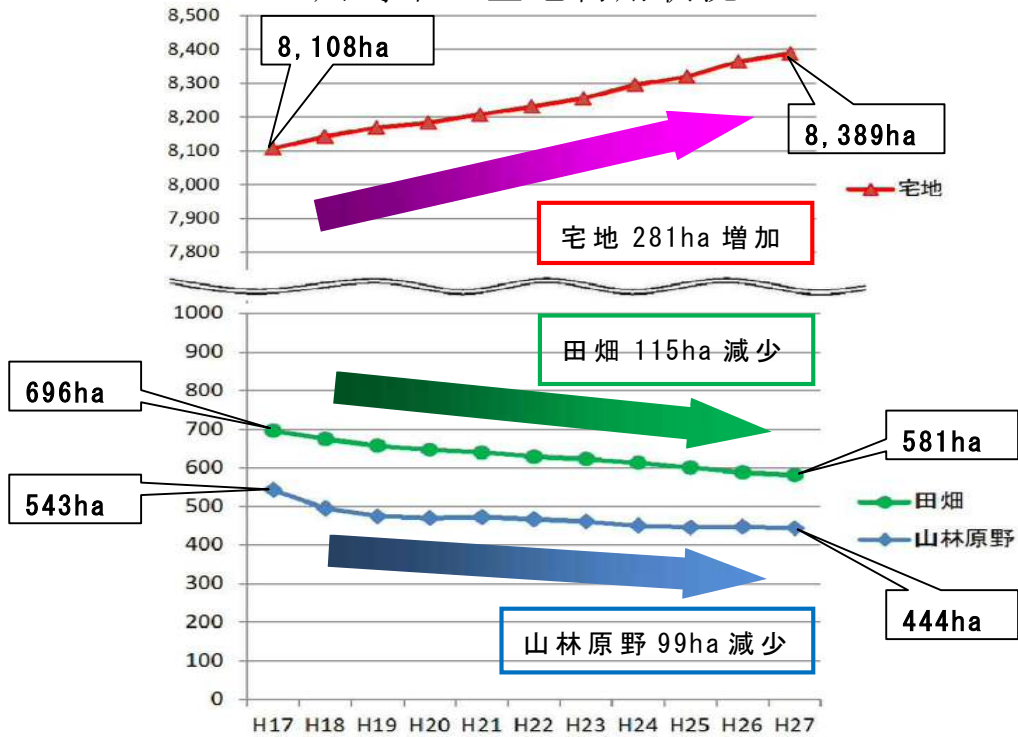
■ 費用

- 平成30年度事業費 約10億円（国費 約3.7億円）
 - ・ 特別緑地保全地区用地取得費 約3ha 約8億円（国費 約2.7億円）
 - ・ 特別緑地保全地区整備費 約2億円（国費 約1.0億円）

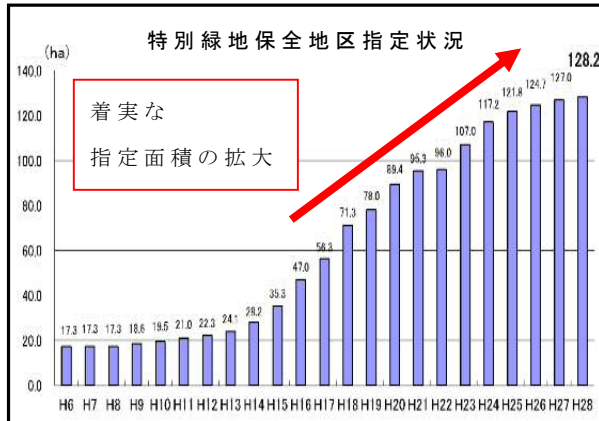
■ 効果等

- 都市景観の向上、市域の緑のネットワーク形成、生物多様性の保全、地球温暖化の抑制、ヒートアイランド現象の緩和、緑地の持つレクリエーション効果による市民の健康向上など

川崎市の土地利用状況



緑地保全の取組を着実に進める必要があります。



里山の風景 (黒川海道特別緑地保全地区)



市民協働による保全管理活動



緑地保全と斜面安定の両立 (ノンフレーム工法)

この要請文の担当課 / 建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2381

公園等整備事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

公園における防災機能の充実や公園施設の長寿命化、本市の大規模公園である生田緑地や富士見公園の再編整備などに必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 地域コミュニティの場となる公園は、本格化する少子高齢化を見据え、公園施設のバリアフリー化を進めています。また、発生が想定されている「首都直下地震」等では甚大な被害が想定されており、防災・減災対策の充実を図るための施設を整備しています。
- 公園施設の老朽化対策として、戦略的な維持管理・更新を推進し、長寿命化を図っています。
- 本市最大の緑地である生田緑地は、多様な主体が参加し、生物多様性に配慮した施設整備を進めています。また、菅生緑地では里山の景観を活かした施設整備を進めており、富士見公園は都市のオアシス空間として、緑豊かなくつろぎの場やレクリエーション活動の場などの創出に向けた、公園の再整備を進めています。

■ 費用

- 平成30年度公園緑地整備事業費 約6.6億円（国費約3.0億円）
 - ・ 用地取得費 約2.0億円（国費約0.7億円）
 - ・ 整備費 約4.6億円（国費約2.3億円）

■ 効果等

- 公園のバリアフリー化、災害時における防災機能向上による安全安心なまちづくり
- ライフサイクルコストを縮減し、適切なサービス水準の確保
- ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全、水源・湧水地の保全等
- 市民の健康増進、レクリエーション機能、都市景観の向上



生田緑地

生田緑地西口広場

公園のバリアフリー化



菅生緑地

富士見公園



公園における防災機能の向上

図 川崎市事業位置図

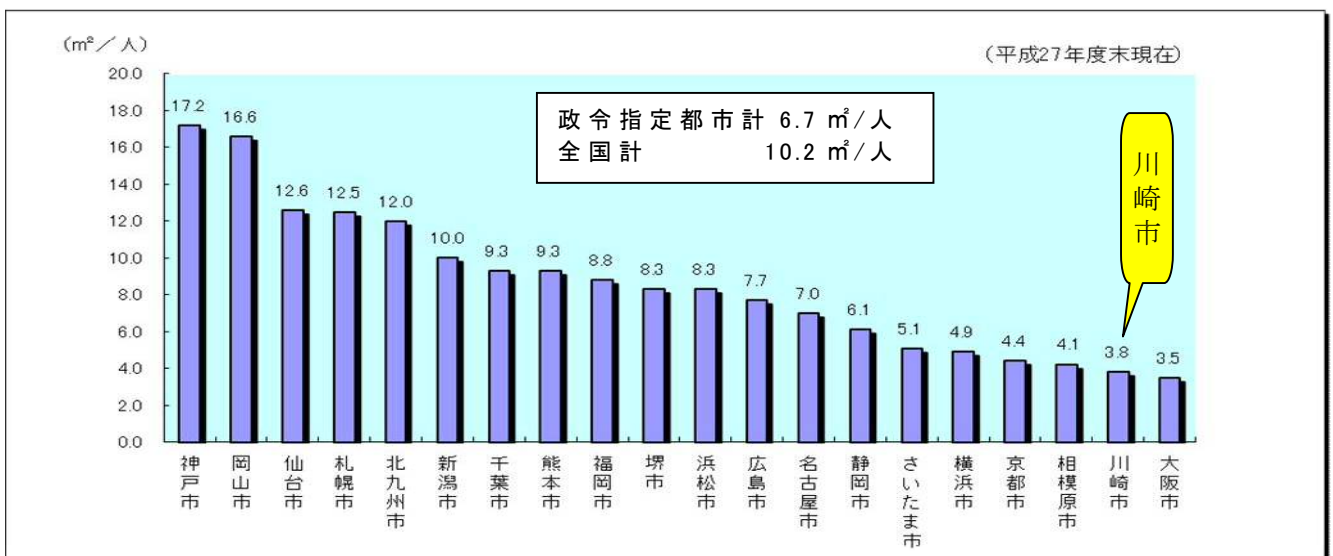


図 一人あたりの都市公園面積 政令指定都市比較

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2390

等々力緑地再編整備の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

災害時の広域避難場所・活動拠点及びスポーツ・レクリエーションの拠点となる等々力緑地の再編整備の推進に必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 等々力緑地は、本市の広域拠点である小杉駅周辺地区に隣接しており、武蔵小杉駅周辺の大規模な再開発事業等も進む中、平成27年度に陸上競技場新メインスタンド、平成28年度に緑地のメインエントランスとなる正面広場の整備が完了し、引き続き広域拠点として都市景観の形成など、多摩川をはじめ周辺環境と連携した魅力を高めるまちづくりにつなげる必要があります。
- 広域避難場所である等々力緑地は、災害時の活動拠点としての整備や、防災機能の強化が必要となっており、平成28年度から災害時に消防の活動拠点となる硬式野球場の整備を進めているため、今後も国の財政支援が必要不可欠となっています。

■ 費用

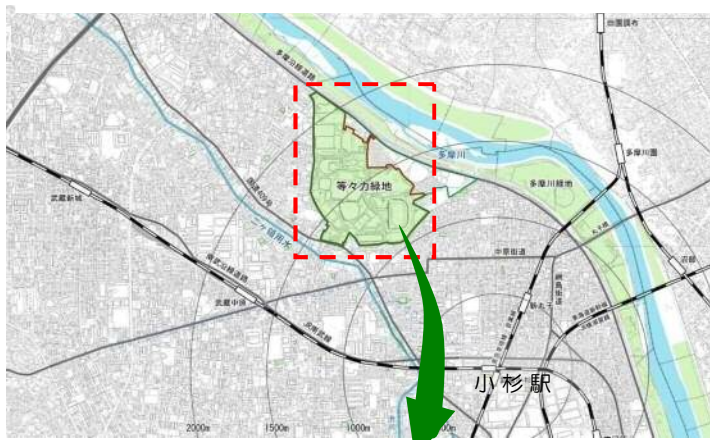
- 平成30年度計画事業費 約18.2億円 (国費 約5億円)

■ 効果等

- 災害時の活動拠点としての活用 (広域避難場所としての機能充実)
- 防犯性や安全性の向上により安全・安心なまちづくりへの寄与
- 緑地内施設のポテンシャルの有効活用による利用者の利便性の向上
- 市内の産業、商業、文化等との連携や周辺まちづくりとの連携による地域の賑わいの創出

都市公園事業（等々力緑地）

広域避難場所である等々力緑地において、陸上競技場や硬式野球場等の施設を、災害時の活用や、通常時は地域の交流拠点となるよう整備を行います。



< 等々力緑地における防災に関する取組み >

硬式野球場整備
（広域応援部隊の活動拠点・太陽光発電など）



硬式野球場イメージ図
〈H28年度-H31年度整備〉



正面広場整備
（誘導案内照明など）
平成 28 年度完成



陸上競技場整備
（広域応援部隊の活動拠点・太陽光発電など）
※第2期整備〔サイドバックスタンド〕について検討中



第1期整備
〔メインスタンド〕
平成 27 年度完成

今後の費用の見込み

（単位：億円）

事業名称		H30 計画	H31 計画	H32 計画
硬式野球場整備	事業費	約 18.2	約 13.0	0
	うち国費	約 5.0	約 5.0	0
中央広場等整備	事業費	0	0	約 7.0
	うち国費	0	0	約 3.5
合計	事業費	約 18.2	約 13.0	約 7.0
	うち国費	約 5.0	約 5.0	約 3.5

この要請文の担当課／建設緑政局等々力緑地再編整備室 TEL 044-200-2417

水道施設更新・耐震化の推進について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 大規模地震などの災害発生時においても施設の被害を最小限にとどめ、安定給水を確保するため、基幹施設の耐震化対策について、必要な国庫補助制度の要件緩和及び財政措置を講ずること。
- 2 災害発生時に被害を受けやすい経年管路の更新・耐震化を促進させることについて、必要な国庫補助制度の要件緩和及び財政措置を講ずること。

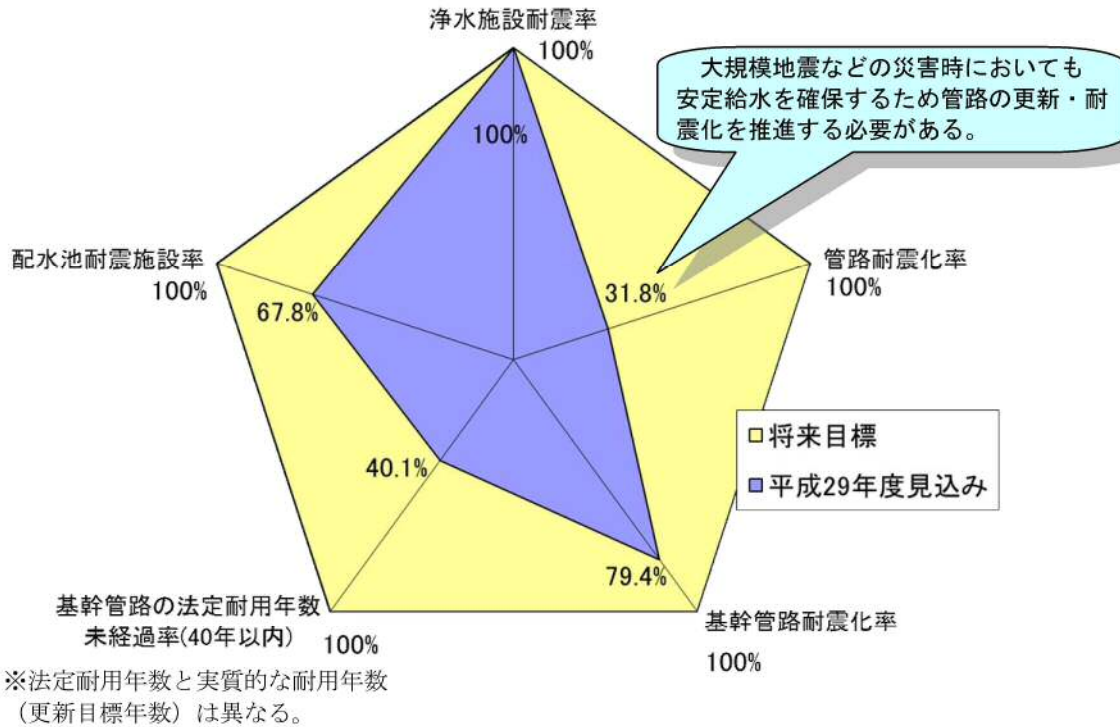
■ 要請の背景

- 戦後の高度経済成長期に行われた拡張事業により築造された配水池などの基幹施設は、老朽化が進行し、耐震性が課題となっており、大規模災害発生時にも安全・安定給水を維持し、耐震化を推進することが必要です。
- 昭和40年代に集中的に整備された水道管路は、今後一斉に更新時期を迎えることとなり、大規模災害時においても市民生活に欠かせない水道の供給を継続させるため、経年管路の更新を継続的に実施し、耐震化を推進することが必要です。また、送水・配水本管などの基幹管路は主に溶接鋼管を採用しており耐震化率は高いものの経年化が進んでいることから、経年管路の更新を推進することが必要です。
- 今後、更なる水道施設の耐震化対策等を推進していくためには、多額の事業費を要しますが、本市をはじめ大都市の水道事業者の大半は、管路更新に係る補助金の採択基準の水道料金より低い料金設定であることなどから不交付となっています。事業費の財源の多くを水道料金で賄うことは、使用者の負担増加を招き、極めて困難な状況であることから、採択基準の緩和及び所要の財政措置が必要です。

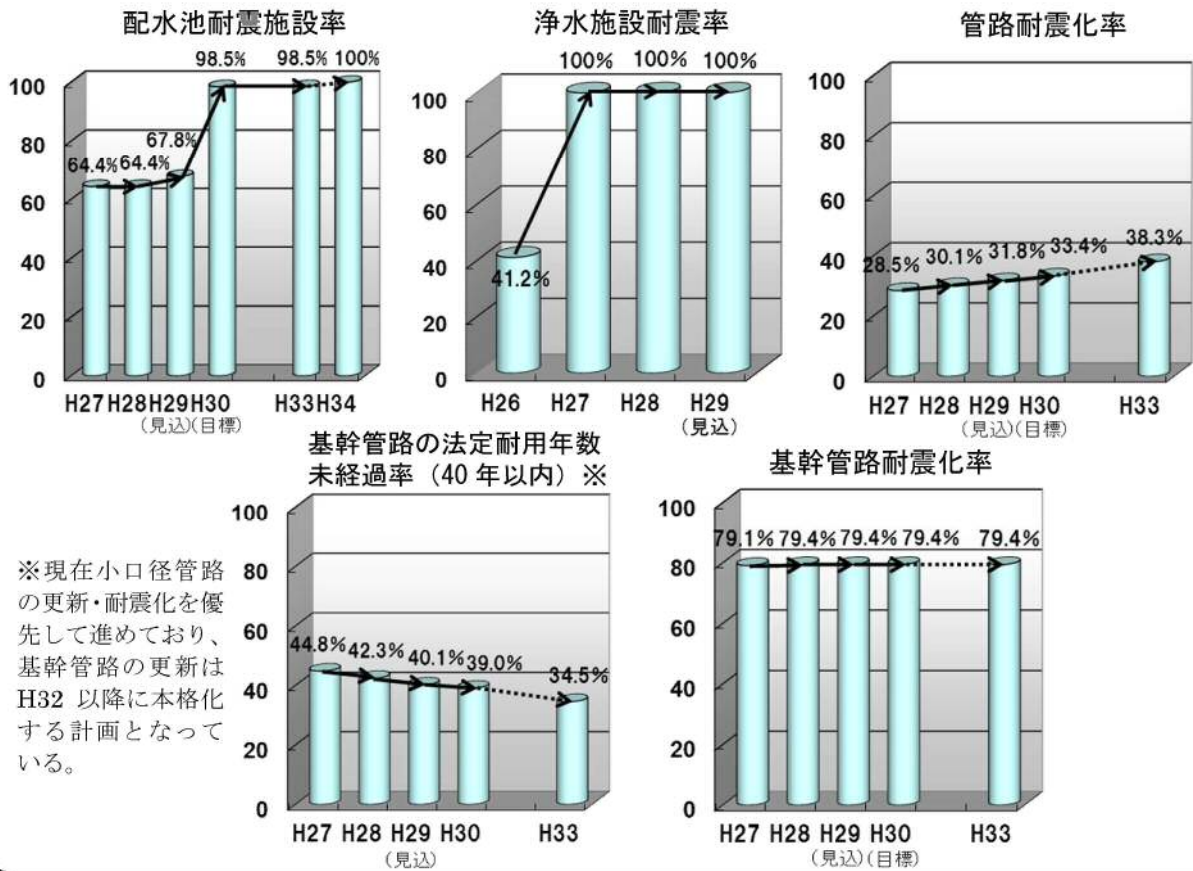
■ 費用

- 平成30年度計画事業費 約122億円（国費 約5.9億円）

川崎市水道事業の計画と現状



川崎市水道事業の現状と平成30年度目標値



この要請文の担当課／上下水道局水道部水道計画課 TEL044-200-2496

下水道整備事業の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 大規模地震などの災害時においても下水道機能を確保するため、下水道施設の耐震化や津波対策などを推進するとともに、被災時における施設の運転を可能とする所要の整備に必要な財政措置を講ずること。
- 2 気候変動に伴う降雨形態の変化などを踏まえ、水害に強いまちづくりを実現するため、浸水対策・ゲリラ豪雨対策に必要な財政措置を講ずること。
- 3 安定した下水道サービスを継続して提供するため、老朽化した管きよの再整備や水処理センター・ポンプ場の再構築、設備の長寿命化と更新に必要な財政措置を講ずること。
- 4 快適な水辺環境の確保や地球環境に配慮するため、合流式下水道の改善や、下水処理場の高度処理化、さらには温室効果ガスの削減など、環境対策に必要な財政措置を講ずること。
- 5 主要な管きよの設置、改築に係る指定都市と一般市との格差是正を図ること。

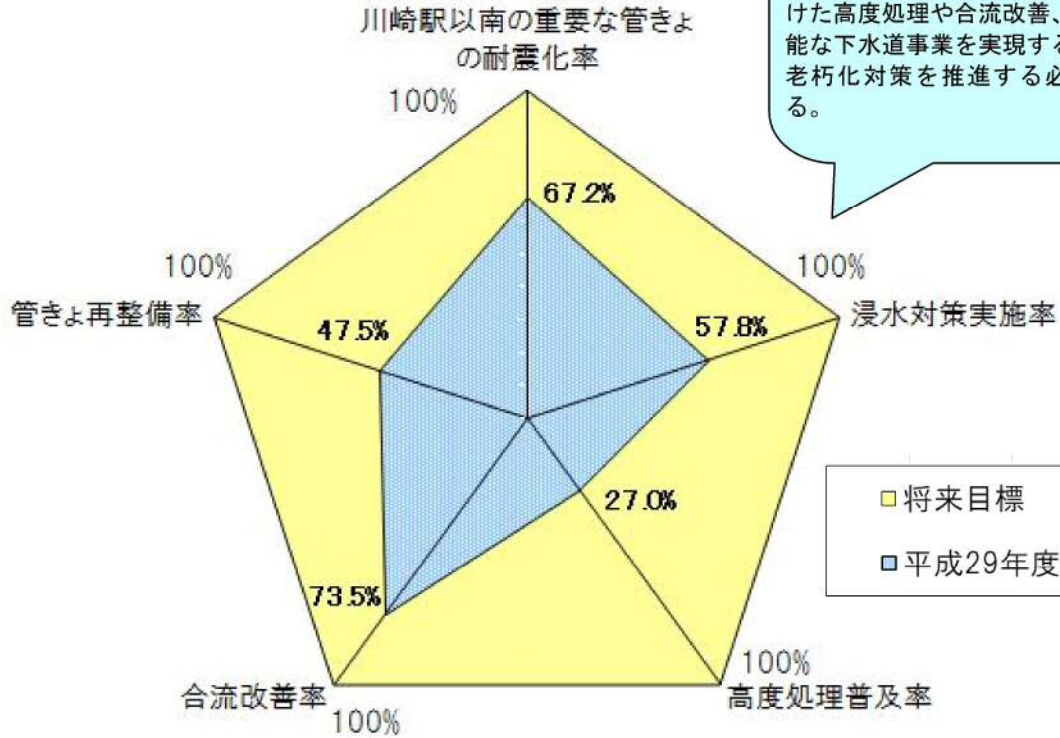
■ 要請の背景

- 下水道は市民生活を支える重要な都市基盤であり、大規模地震発生時でも下水道機能を損なうことのないよう、下水道施設の耐震化や津波対策が必要です。さらには、被災時における不安定なエネルギー供給状況下においても、安定して施設を運転できるように、省エネ機器の積極的な導入をはじめ再生可能エネルギーの活用なども含めたエネルギー対策が必要です。
- 局地的集中豪雨の頻発など、近年の気候変動に対応するための施設整備が必要です。
- ライフラインとしての健全な機能確保のため、アセットマネジメントを導入し、老朽化した管きよの再整備や水処理センター・ポンプ場の再構築、設備の長寿命化と更新を、計画的・継続的に行う必要があります。
- 下水道は都市基盤としての役割に加え、健全な水環境の確保、温室効果ガスの削減、資源・エネルギーの有効活用等、多様な環境対策の役割を担っています。
- 合流改善や高度処理の基準達成には、施設整備に多額の費用を要する上、法令等で目標年次が定められているため、下水道経営に大きな影響を与えています。

■ 費用

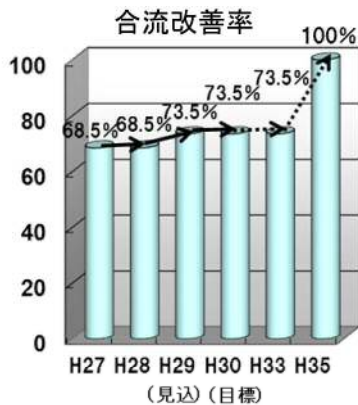
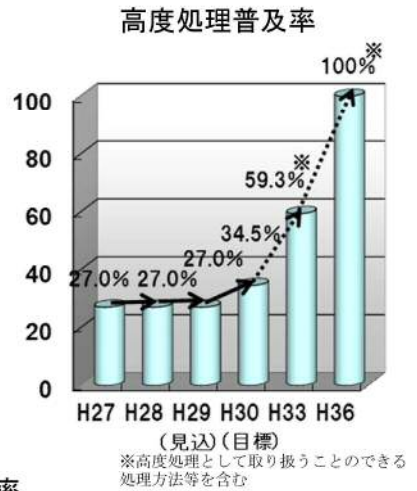
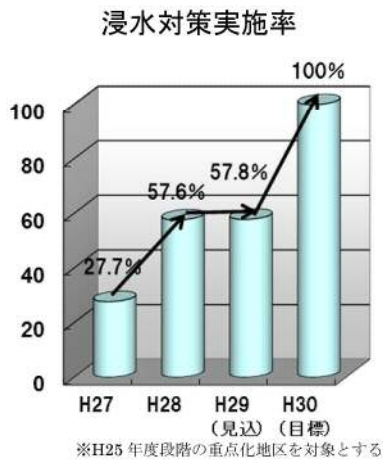
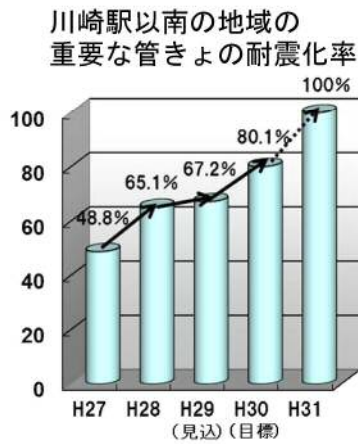
- 平成30年度計画事業費 約190億円（国費 約70億円）

川崎市下水道事業の計画と現状



下水道普及は概成したものの、安全・安心な市民生活を支える下水道を目指した施設の耐震化や浸水対策、快適な水環境の確保に向けた高度処理や合流改善、持続可能な下水道事業を実現するための老朽化対策を推進する必要がある。

川崎市下水道事業の現状と平成30年度目標値



この要請文の担当課／上下水道局下水道部下水道計画課 TEL044-200-2886

放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰の 取扱いについて

【内閣府・国土交通省】

■ 要請事項

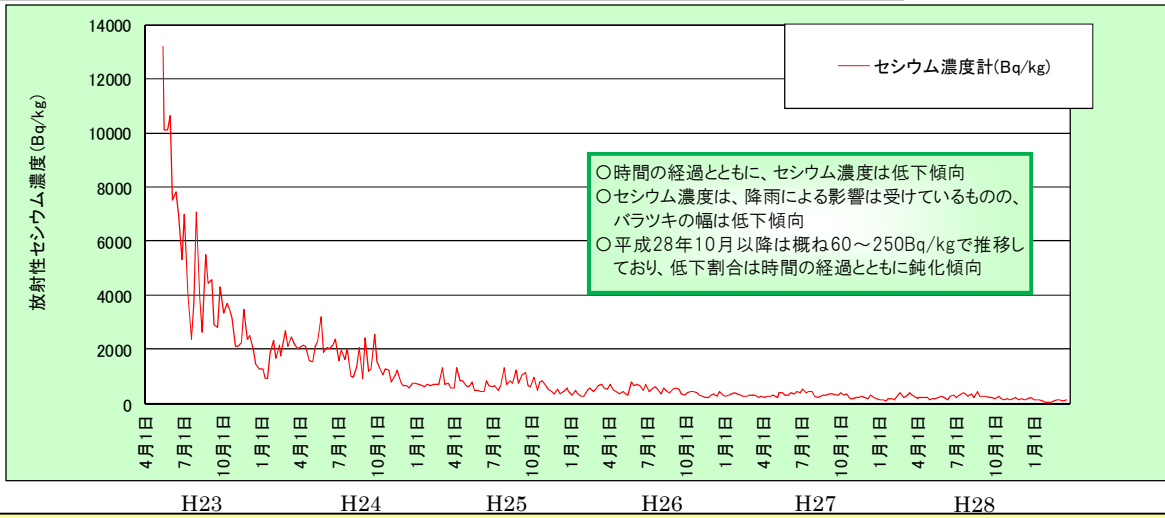
放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰の一時保管等の経費に対しては、地方の負担とならない万全の補償が確実に行われるよう、必要な支援を講ずること。

■ 要請の背景

- 放射性物質の濃度が低下した新たに発生する下水汚泥焼却灰（新規灰）については、平成28年4月より試験埋立を開始し、継続しているところですが、その処分費用に多額の経費が発生するとともに、モニタリング費用や、保管している下水汚泥焼却灰（保管灰）を維持管理する費用など様々な費用が発生している状況であり、今後は更に、未だ資源化や最終処分には至っていない保管灰の処分費用も発生することとなります。

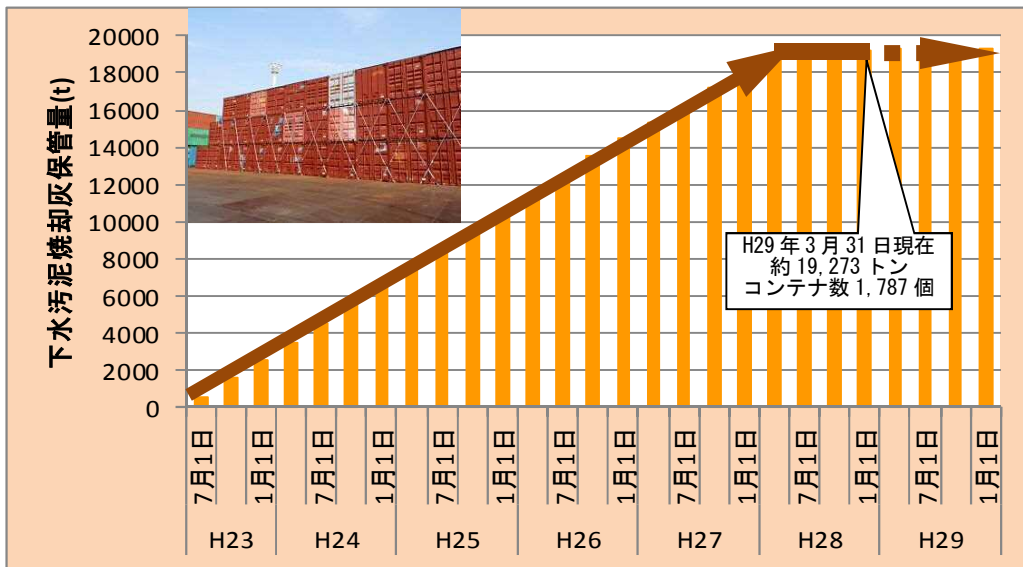
保管等の追加的支出のうち、既にその一部について東京電力ホールディングス（株）より支払いを受けていますが、引き続き万全の補償が確実に行われるよう、財政措置を含めた国による支援が必要不可欠です。

入江崎総合スラッジセンターにおける下水汚泥焼却灰の放射能測定結果

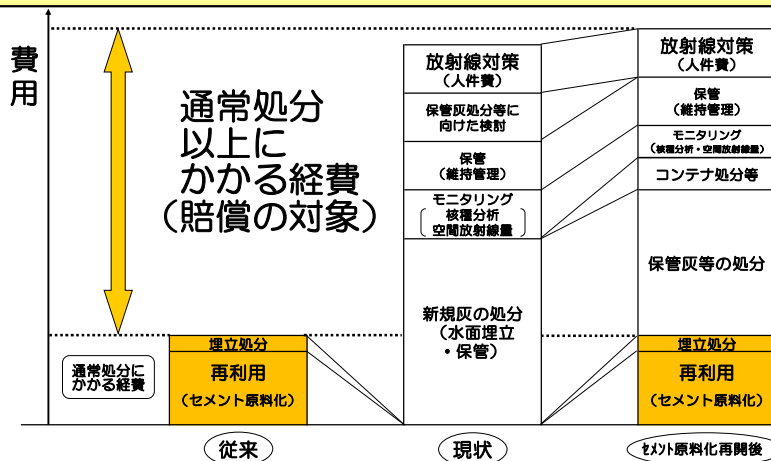


処分に係る本市の実情(下水汚泥焼却灰の保管量及び管理型処分場の現況)

【保管量の推移】



放射性物質が検出されたことにより新たに要することとなった経費のイメージ



中小企業の人材確保支援及び若者の職業的自立支援の推進について

【厚生労働省・経済産業省】

■ 要請事項

- 1 地域の持続的な発展を図るため、中小企業における人材確保の支援を図る制度を確立すること。
- 2 地域若者サポートステーション事業について、継続的・安定的にニート等の若者の職業的自立を支援できるよう、国からの委託期間を複数年度化し、事業の拡充を図るため、国の責任においてその所要経費のすべてを措置すること。

■ 要請の背景

- 雇用情勢の改善が進む中、中小企業、特に建設・物流などの人材確保が困難な業界での人手不足が深刻化していますが、その要因には、若者の中小企業に対する理解が不十分なことなどに起因する雇用のミスマッチ等が挙げられます。

川崎市内では、人材確保対策として、中小企業の若手経営者の皆さんが、自らの負担で大学生等を対象とした地域の中小企業の魅力発信イベント等を開催しています。

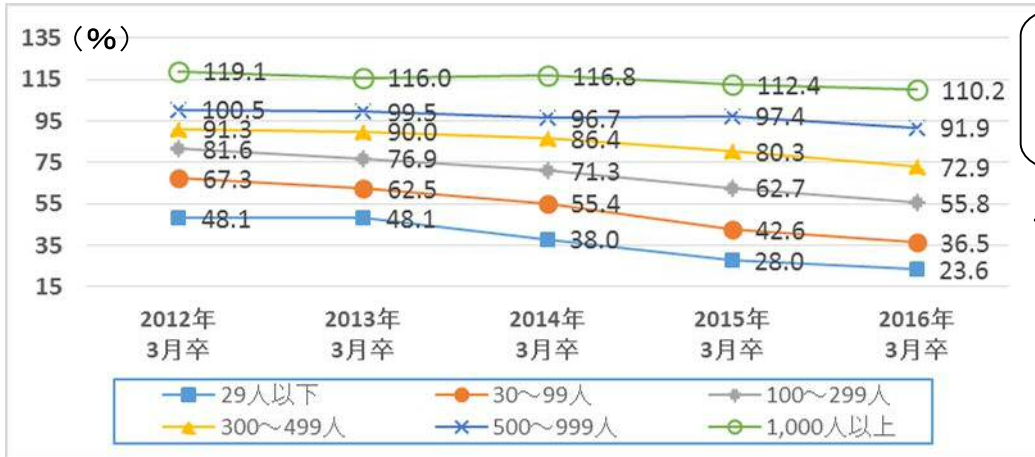
こうした中小企業自らの人材確保に向けた取組の更なる展開を図り、地域における中小企業の人材確保対策や企業の魅力発信の取組に対する効果的な支援制度の創設が求められています。

- 制度創設に当たっては、事業の準備期間を十分確保でき、地域の実情に即した柔軟な運用が可能な内容とする必要があります。
- 若年無業者数が全国で75万人と推計されるなど深刻な状況にあり、個々に対応した継続的な支援が必要ですが、地域若者サポートステーションの運営において、国からの委託が単年度であり、安定的かつ発展的な運営体制の構築は困難な状況となっています。
- 「若者キャリア開発プログラム」をはじめとする各種支援プログラムや臨床心理士の配置については、若者を社会とつなげる方策として極めて重要であり、全国的な課題に対応し成果を上げるため、国の責任においてその所要経費のすべてを措置することが必要です。

■ 効果等

- 安定した就労や雇用環境、地域の中小企業の活性化により、市民生活や地域経済の持続的・安定的な発展を実現します。
- 若年者の就業・自立支援を安定的かつ発展的に行うことにより、本来、社会の支え手であるべき若年者層が生活保護対象に移行することを防止し、若年者層が安定的に就労し、自立することで、国や自治体の財政基盤の強化に資するとともに、経済の活性化を促すことができます。

1 従業員規模別高校卒業者の充足率の推移（全国）



中小企業等が
人材を十分に
確保できてい
ない。

（出典）厚生労働省「新規学卒者（高校・中学）の職業紹介状況」

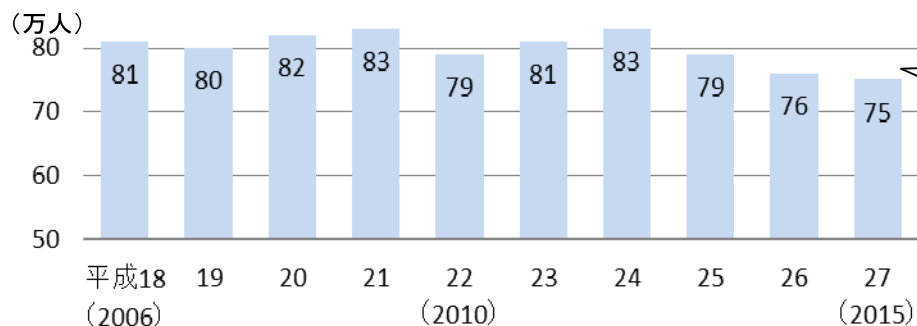
※ 1 各年の新規学卒者について、公共職業安定所及び学校において取り扱った求人、就職状況をとりとめたもの。

※ 2 「充足率」 = 「就職者数」 ÷ 「求人数」 × 100

2 中小企業が実施した魅力発信イベントの様子（川崎市）



3 若年無業者数の推移（全国）



近年、高止まりの
状態が
続いている。

（出典）総務省「労働力調査」

※ 1 このグラフの数値は、15～39歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。

※ 2 平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

この要請文の担当課／経済労働局労働雇用部 TEL 044-200-2276

消費者行政体制の強化継続について

【消費者庁】

■ 要請事項

消費者行政の充実強化への取組に向けて、現在「地方消費者行政推進交付金」を活用しているが、より一層の強化を図るために同交付金による継続的な支援を図ること。

■ 要請の背景

- スマートフォン等携帯端末の普及に伴い、消費者相談の増加とともに内容が高度化・複雑化するなど、地方消費者行政に対する市民ニーズが高まっています。
- 国では、消費者行政の充実・強化に取り組む地方自治体を支援するため「地方消費者行政推進交付金」を創設し、本市も同交付金を活用し体制強化に取り組むとともに、P I O - N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）を活用した消費者支援体制を構築してきました。
- しかしながら、同交付金の一部が平成29年度をもって終了する状況にあり、継続した地方消費者行政の体制強化に支障を来す恐れがある状況となっています。

■ 費用

- 平成29年度地方消費者行政推進交付金活用事業予算額
約41,105千円（国費 約41,105千円）

■ 効果等

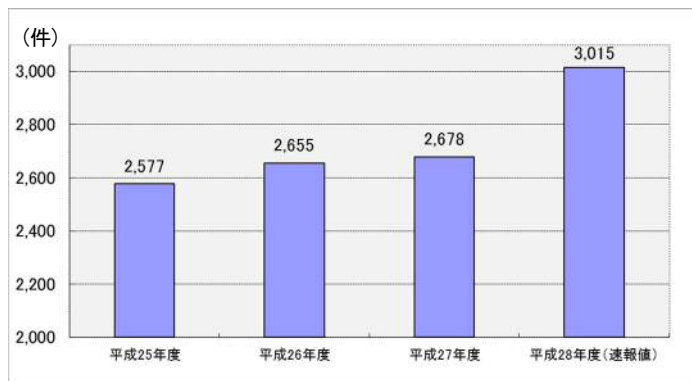
- 土曜日電話相談の実施、消費生活相談員の増員及び統括管理者等の配置、また相談員の研修及び弁護士等専門家によるアドバイス体制の拡充を図ることにより、市民ニーズに対応したより専門性を有する質の高い相談体制を築くことができます。
- 相談件数割合が多く、被害も重大化する傾向にある高齢者やその見守り関係者、スマートフォン等に関連する高度化する消費者トラブルに遭いやすい若者等に対し効果的な消費者教育を実施し、消費者被害の未然防止を推進します。

相談体制の強化及び消費者トラブルの未然防止

川崎市における新規相談件数



川崎市における高齢者（60歳以上）の相談件数



【近年の状況】

- 本市の消費生活相談件数は、増加傾向
- 商品・サービスの取引形態や販売方法が複雑化・多様化するとともに、スマートフォン等携帯端末の急速な普及によりウェブサイトへのアクセスが簡易化され消費者トラブルに陥るリスクが拡大
- 高齢化の進展に伴い、高齢者を狙った悪質商法によるトラブルのリスクが拡大

【改善の具体例】

- 増大する相談量への体制整備
 - ・土曜電話相談の実施
 - ・統括管理相談員設置による体制強化
 - ・主任相談員制による相談員の継続的レベルアップ
- 高度化・複雑化する相談への対応
 - ・専門家との連携による法的案件への対応強化
 - ・相談員研修強化による専門的相談への対応強化
- 消費者教育推進による消費者トラブルの未然防止
 - ・講座等によるスマートフォン等の高度化する消費者トラブルへの対応
 - ・高齢者やその見守り関係者等への消費者教育推進による見守り体制の強化

同交付金による継続的支援の実施が必要不可欠

県費負担教職員の給与負担等の移譲後における 財政措置について

【文部科学省・総務省】

■ 要請事項

- 1 県費負担教職員制度に係る包括的な権限が指定都市に移譲されたことに伴い、現行の道府県が提供している教育水準を安定的に維持するために必要となる財源について、指定都市の実情を反映し適切に措置すること。
- 2 教職員の給料単価の乖離について適切に対応するとともに、移譲に伴い発生する人事・給与等事務に関する財政需要について適切に措置すること。

■ 要請の背景

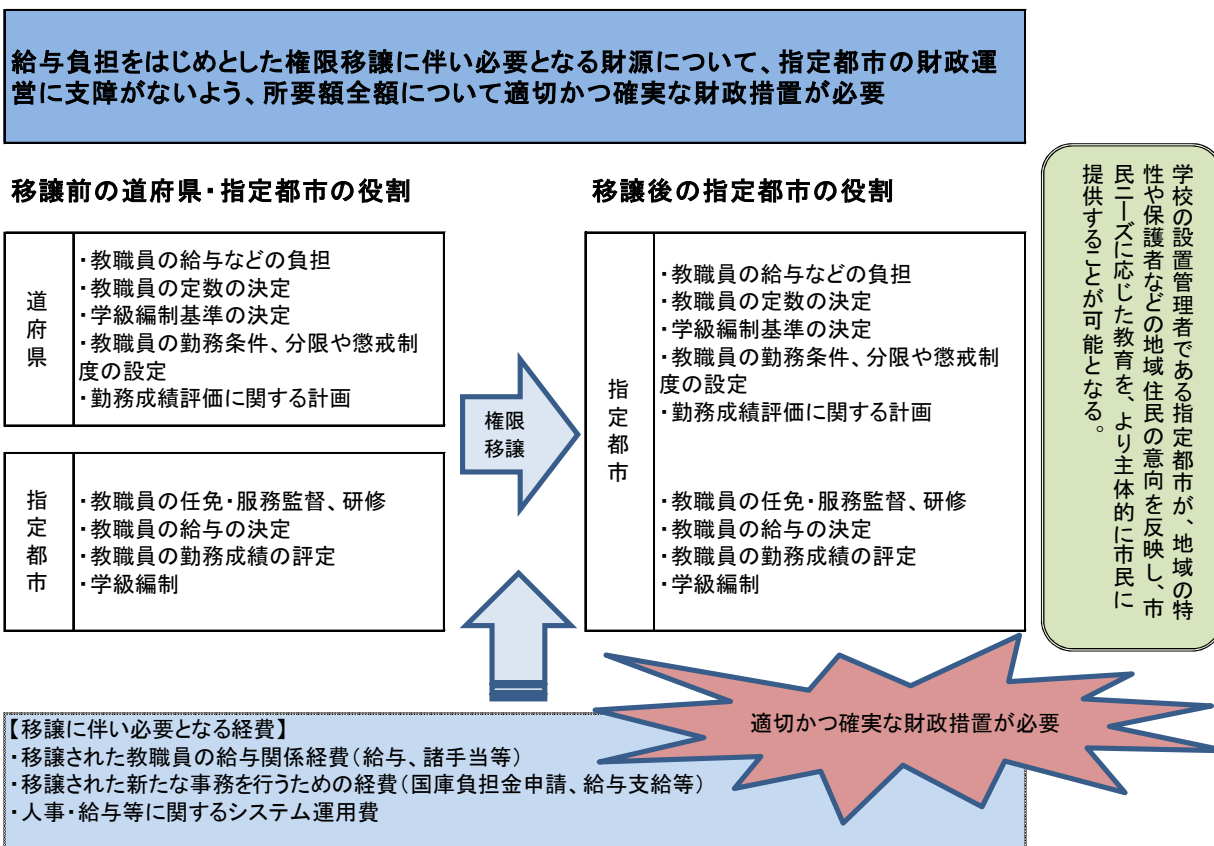
- 平成25年11月、指定都市所在道府県と指定都市は、県費負担教職員の給与負担などの包括的な権限を指定都市へ移譲すること及び個人住民税所得割2%の税源移譲を行うことに合意し、平成29年4月に権限移譲が実施されたところです。

権限移譲による地方財政措置に当たっては、従来道府県が提供している教育行政の水準を、指定都市への権限移譲後においても維持できるよう、国は引き続き指定都市と協議の上、指定都市の財政運営に支障がない適切な方法を継続的に検討すべきです。

- 昨年度、指定都市が「平成29年度国の施策及び予算に関する提案」の中で、地方交付税算定における教職員の給料単価の見直しを要望したところ、本年1月に国から県費負担教職員の権限移譲に係る地方交付税の対応が示され、「事務の移譲に伴う標準的な経費を基準財政需要額に全額算入する。」とされたところですので、引き続き給料単価の乖離の是正について適切な対応が必要です。

また、移譲に伴い新たに発生する人事・給与等事務についても現行の教育水準を維持するために必要な体制の整備・確保に要する財政需要であることから、人事・給与

等に関するシステム運用経費を含め、国による所要額全額の措置が必要です。



権限移譲に係る人件費・システム運用経費

(単位：億円)

	平成26年度～28年度	平成29年度	平成30年度以降
人件費	2.5	1.9	1.9
システム構築経費	2.0	—	—
システム運用経費	—	0.4	0.4

この要請文の担当課／財政局財政部資金課 教育委員会事務局職員部教職員企画課	TEL044-200-2183 TEL044-200-0366
--	------------------------------------